

シンポジウム

「内密出産の現状と課題

—子どもの出自を知る権利を中心に—」

熊本大学法学部

大日方 信春

奈良大学文学部

床谷 文雄

熊本県弁護士会弁護士

村田 晃一

熊本大学文学部

Tobias Bauer

熊本県立大学総合管理学部・

ゆりかご当事者 宮津 航一

熊本大学法学部

梅澤 彩

梅澤・みなさま、こんにちは。時間になりましたので、シンポジウムを開始したいと思います。本日は、シンポジウム「内密出産の現状と課題―子どもの出自を知る権利を中心に―」にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会およびコーディネーターを務めます梅澤と申します。本学の法学部および大学院にて、民法・家族法を教えております。みなさま、最後までどうぞよろしくお願いいたします。それでは、シンポジウムの開催に当たりまして、本学法学部長の大日方先生から一言ご挨拶をお願い致します。

大日方・熊本大学法学部長の大日方でございます。本日は、お忙しいところ、熊本大学大学院人文社会科学部研究部（法学系）主催、熊本大学法学部共催のシンポジウム「内密出産の現状と課題―子どもの出自を知る権利を中心に―」にご参加いただきありがとうございます。研究部および法学部を代表いたしましたので、一言、ご挨拶申し上げます。

母親が自分の身元を限られた関係者だけに明かして出産をする「内密出産」については、熊本市の慈恵病院が二〇二一年十二月の国内初となる実施例を発表して以来、多くのメディアでも取り上げられております。また、同病院が親が育てられない子どもを匿名で預かる「赤ちゃんポスト」（慈恵病院では「ここのとりのゆりかご」との名称が用いられています）この運用を二〇〇七年に始めてから十五年経ったとのことで、子ども

の「出自を知る権利」についても、本年はあちこちで積極的な議論が展開されております。こうした状況のなかで、同病院が所在する熊本市にある本学で、親の側からについては匿名での出産および匿名での新生児預け入れの問題、そして、子の視点からは出自を知る権利の主張について、これまで専門的に研究された実務に携わってきた方、そして何よりも当事者の方をお呼びして学術的に検討する機会を設けられたことは、誠に意義深いことだと考えております。お忙しいなかご出席いただいたパネラーの方々に御礼申し上げます。

さて、熊本大学法学部は、昨年、法学部附属地域の法と公共政策教育研究センターを設置しております。愛称を「エルベルク」と名づけたこのセンターでは、熊本で生じている、けれども、実際には日本全国のどこにでも生じ得る社会問題を取り上げて、専門分野横断的な視点から分析するという「実践社会科学」という研究手法の確立を目指しております。それは、ハンセン病差別問題や水俣病の問題など、全国のどこでも起こり得る問題が、熊本の地で生じているからです。昨年のちょうど今頃に実施したシンポジウムでは、死体遺棄罪に問われ後に最高裁で無罪判決を得た元実習生の裁判の状況を含め外国人技能実習生の問題を取り上げております。これもたまたま熊本で発生しております。本日のテーマである内密出産や匿名での新生児預け入れという問題は、すでに全国のどこでも問題となっている、またなり得る事柄だと思われれます。こうした問題に大

学として組織的に注目し、そのことを学部および大学院の教育のなかで学生諸君とともに検討していくために、先のセンターは設置されました。

本日のシンポジウムでは内密出産および出自を知る権利について、さまざまな角度から論点整理がなされると思われれます。本シンポジウムの議論が有意義なものとなることを祈念し、また、その成果は熊本大学法学部・大学院での教育に生かすことをお誓いして、シンポジウム開催に当たつての主催者を代表してのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

梅澤・大日方先生、ありがとうございます。それでは、本シンポジウムでご登壇いただく先生方のご紹介に移らせていただきますと思います。シンポジウムの前半では、四名の先生方にご報告をいただきます。

まず、第一報告者として、床谷文雄先生です。先生は奈良大学文学部教授でいらつしやいます。民法・家族法がご専門です。養子・里子・生殖補助医療等血のつながらない親子の問題について多数のご業績があります。二〇〇〇年代の初めころから、ドイツのベビークラッペおよび内密出産制度についての研究を継続なさっています。本シンポジウムでは、「ここのとりのゆりかご」と内密出産の展開およびその展望について、お話しいただきます。

続く第二報告としまして、村田晃一先生にご報告をお願いいたします。村田先生は、熊本県弁護士会の子どもの人権委員会および法教育委員会の委員、熊本市児童相談所顧問、熊本市教育行政審議会委員等たくさんの方でご活躍中です。また、里親制度の普及啓発や里親支援を行うフォスタリング機関「優里の会」に設立時から参画されていらつしやいます。本シンポジウムでは、「ここのとりのゆりかご」と内密出産をめぐる行政の対応についてお話しさせていただきます。

第三報告は、トビアス・パウアー先生です。先生は本学の人文社会科学研究部の教授でいらつしやいます。ドイツ文化論、生命倫理学がご専門です。ドイツのベビークラッペおよび内密出産に関する多数のご業績があるほか、二〇一八年・二〇一九年度には、厚生労働省の委託により、内密出産等に関する海外の法制度に係る調査研究の委員等も務められておられます。本シンポジウムでは、内密出産の歴史と現状について、ドイツの例を参照しながら、課題等についてもお話しさせていただきます。

最後のご報告者は、宮津航一先生です。宮津さんは、「ここのとりのゆりかご」の開設初日に、三歳で預け入れられたゆりかごの当事者でいらつしやいます。ゆりかごに預け入れられた後、里親家庭に引き取られ、高校二年生の時に、里親と普通養子縁組をされました。ご自身の大学入学を機に、全国で初めて実名で、ゆりかごに預け入れられた生い立ちを公表され、当事者活動を開始されています。本シンポジウムでは、ゆりかごに

預け入れられた当事者として考える出自を知る権利についてお話しできます。それでは、第一報告に移らせていただきます。と思います。床谷先生、ご報告をお願いいたします。

床谷…みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました奈良大学の床谷と申します。これから二五分間くらい時間をいただいで、このとりのゆりかごと内密出産について展開と展望、これまでもこれからについてお話をさせていただきます。お手元の資料とここに映しておりますスライドは基本的に同じです。若干のものを追加しておりますが、それについては口頭で補足をさせていただきます。【スライド二】流れとしてはこのようになっていますが、この中で四番のドイツの話は、パウアー先生のところ、詳しい報告がありますので、ごくかいつまんで話をします。フランスについてもドイツとの対照で若干参考になる範囲で話をする予定です。それでは、始めさせていただきます。

【スライド三】まず、この問題の発端といえますか、スタートになる問題意識として、思いがけない妊娠によって、苦境に陥っている母がいて、妊婦さんがいて、その胎内にいるお子さんがいて、その母と子がどういうふううに生まれ、あるいは生まれないで、その後を過ごすか、そこにどういうふうに法とか司法、あるいは行政とか、あるいは人々と関わりがあるか、ということが問題となります。思いがけない妊娠によって、苦境に陥った母親が採りうる、選択する方法として、ここでは四つの類型

に分けております。

第一には、産まないという選択です。日本では、人工妊娠中絶に関する法律として母体保護法があります。その法律に基づいて、中絶をするということがありますが、それができない状態になってからのことが今日の主題になります。密かに出産した後には、子どもを捨てる、昔であれば、お寺に預ける、駅のホームに置き去りにするとかです。そういうものもあるし、公衆トイレとか、一時期話題になったコインロッカーベイビーのような話もありますけれども、こうした子の遺棄とか、子捨て、子殺しということではなく、子どもを生かす方向での道というのが次の第二から第四の三つになります。

第二の選択は、密かに子を産み、自分が育てられないので、他人に託すということです。その中でも昔から行われているものとして、他人の子どもとして出生届をして、その引き受け手の子どもとして養育してもらおうということ、いわゆる「薬の上からの養子」といわれているものですが、法的には虚偽の出生届ということで、養子縁組は成立しませんし、実子にもならないという非常に不安定な地位に置かれるというものがあります。それから、安全な受入場所に子どもを託す、引き受けてもらおうということがあります。これはこのとりのゆりかごの場合やドイツのベビークラッペの形、あるいはアメリカでは、セーフヘイブンという方法もありますが、そういうような形に託すべき人に託すということです。

これらは生まれた子どもを託すということですが、生まれる前の母親のケアも含めて、出産のところできちんとやろうというものが、その次の身元を伏せたまま病院で出産して、その病院に託すという方法で、これが匿名出産と内密出産という二つの言葉で示されるものになります。

第三に、出生届をした後に正規に養子縁組をするという選択です。現在の民法では、実子として、自分の子として養育するか、養子縁組をして、他の親に育ててもらおうか、というのが想定しているルートになります。そこでは、児童相談所とか、その他の養子縁組斡旋機関が関わって、支援をするということが、現在では、必要とされているものです。

第四に、産んだ母が自身で育てるという選択で、安心な形で養育をすることができるように支援を受けるということ、これは母子サービスということで厚労省が力を入れているものかと思えますけれども、ここに行かないというのが問題となります。

こうしたものの中で、今日のテーマは、第二のものということになります。【スライド四】赤ちゃんを他人に託す手段というのは、今申し上げた中で、ベビークラッペというドイツで使われている用語ですけれども、これとそれから匿名出産という、これは丸つきり身元を明らかにしないで出産するものですが、それを法的に保障するのがフランスですけれども、そのような制度があります。そして、三番目にドイツの法制度になってい

る内密出産というのがあります。これは特定の人に対する身元の公表、その人にだけ身元を明らかにするという、そういう形のものを法制度として保障するという、そういうものです。匿名引渡しは、生まれた後の子どもを直接引き渡すというもので、アメリカのセーフヘイブロー (safe haven laws) などです。

【スライド五】さて、ここからが本題です。この通りのゆりかごと内密出産というのが究極の選択を迫られた母子(母親)にとつての最後の拠り所として考えられています。ヨーロッパ、ドイツ他の国が行っているベビークラッペ等の方法をモデルにして、特に慈恵病院は、ハンブルクの団体の取り組みを参考にしているかというわけですが、そうしたものが、どうなってきたかというところで、十分知られているところではあります。【スライド六】慈恵病院におけるこの通りのゆりかごとという取り組みの狙いとしては、危機的な妊娠・出産の状況にある、生まれた子どもを養育できない母と子を救うために預け入れる場所を提供するということなのです。この子どもたちは、預けられた後、どうなるのかということも報告書に示されており、医師による健康チェックをし、これは子どもの安全性を確保するということですが、そのうえで、警察に対してはいわゆる戸籍法上の棄児ですが、棄児の発見の申告をする。また、児童相談所に要保護児童として通告をする、そして、一時保護の措置がとられる。

社会調査が行われる、あるいは病院から預け入れに来た者に対する接触の試みや社会調査で分かるということで、これまで預け入れに来た人の身元、そういったものが八割方判明しているという結果が出されています。そして、お子さんは、施設や里親といったところから、最終的には特別養子縁組を成立させて、家庭での養育をする。これは厚労省の方針でもあり、パーマネンシーの保障ということで、特別養子縁組に力を入れられているということもあり、こういう形になっていく子どもが多いということです。

【スライド七】検証会議の報告書が、何年かごとに出ており、これまで二〇〇七年の五月から十六年間で一七〇人という預け入れの数字が公表されています。年度の流れからいうと、最初の三、四年は多く、その後減ってきて、この数年は少なくなりました。これは内密出産が始まったこととの関係、相談事業に力を入れていることとの関係で少なくなったという印象だったのですが、一昨年が二人で、昨年は九人という数字が発表されています。二〇〇七年度は、五月の途中から始まりましたので、一年間にすると、二〇〇八年度の二五人とほとんど同じということになります。これが、この十六、十七年間の流れということになります。

ゆりかごに対しては、問題点として、逆に自宅出産とか、孤立出産、あるいは危険を伴う移動の方向に向かわせるのではないか、という指摘もありますし、出産前後のケアが十分ではな

いのではないかと、ということも指摘されています。当然ながら、子どもの出自を知る権利の侵害ではないかと、という指摘があります。【スライド八】ドイツは、そうした批判を受けて、内密出産に関する法律を施行しているわけで、こういう枠組みが示されてから、ほぼ一〇年が経過するという状況ですが、だいぶ定着したということです。

慈恵病院は、ゆりかごの事業は、それとして、それでは賄えない需要に応じるために、やはりドイツをモデルにして、新しい救済方法ということで、二〇一九年の十二月から、内密出産の受入れの表明をし、現実にこれまで九例が公表されています。

【スライド九】狙いとしては、ゆりかごだけでは十分に賄えないということで、できるだけ事前に相談できる、ある程度、匿名といえますか、出産をした事実を伏せることができるという枠組みを提供することで、事前の相談等を含めたものが広く用意できるようにする、ということを考えているということでもあります。また、子の出自を知る権利については、最低限の保障をする、これで完全ではないとは分かっているとは思いますが、最小限度の保障をするということであろうかと思えます。こうした動きに対して、国とかがどう取り組むか注目されていたわけですが、これまでの九人という実績が今後どういうふうになるか、今後ニーズがどう増えていくか、これまでに預けられた子どもたち、出産をされた母親たちがどうなっていくか、ということはまだこれからのことであります。

【スライド一〇】ゆりかごの場合と、内密出産の場合で、違う部分と共通の部分があります。内密出産の場合は、母親の身元を一応確認することになっていて、学生証や保険証等の身分証明書で確認します。ただ、真実性とか継続性、子どもが大きくなるまでの間、あるいはそれ以降の間、その身元がつながっているか、ということが大きな問題となるかと思っています。出産のリスクというものについても、これまでは安全に出産されている例で、かなり心配された例も含めてですけど、特段それ以上に良くないことにはならずにお子さんを出産されているわけです。しかし、常に出産にはリスクがあるので、それを一病院の中で対応しきれるかということでもあります。出自を知る権利についても、まだまだ最小限度の手当しかできていません。

【スライド一一】内密出産の経過については、このようになっていますが、昨年の九月に法務省、厚生労働省が連名でガイドラインを示しました。これが話題になり、各関係機関に働きかけがされるということで、進められています。【スライド一二】内密出産というのは、匿名出産とは一応区別して私たちは考えております。匿名出産とは、全く名前を明かさないとということですが、内密出産は、特定の人に対しては、身元を明らかにするというところで、これがどういう人になるかは、受け入れの機関によって違うと思いますが、慈恵病院の場合は、新生児相談室長ということで、身元を聞いて、そこで情報を保持する、保管するという形になっています。さまざまな診療関係の記録に

ついては、仮名で残していくということで、費用については病院が負担すると聞いていますが、なかなかこれは件数が増えてくれば、大きな経営上の問題になってくるだろうと心配されています。

内密出産の場合は、母親の名前を明かさないとということも核的なところですので、この核的な部分を出生届の場面で、どうするかというのが大きな争点でした。これについて、ずっと役所との関係で、検討していたわけですが、最終的に出生届を職権で作るという方法が解決方法として取られたということになります。昨年の九月の末に出たガイドラインですが、各関係機関に対して、どういう取り扱いをするかということを明らかにしたものとということになります。従来の取扱い、厚生省や法務省に問い合わせをして、それに対する回答があったわけですが、そうしたものを整理して、まとめて出したという、そういう性格のガイドラインになっています。【スライド一三】医療機関に対しては、内密出産を希望する母親に対し、通常の出産の利点を説明して、できる限り説得をする。行政機関の立会いが望ましいといったこと、情報の共有ということを求めています。

身元情報の管理についての規定のつくりも、医療機関に委ねられているということで、身元情報は子どもが何歳になってから求めるかということは個人差がありますので、最小限度の、例えば、子どもが成人になるまでとかだけでは不足だということ

とで、永年ということになっています。この永年というのが、本当に未来永劫なのかということでは、必ずしもないとは思いますが、差し当たり廃棄期間、そうしたものは設けない、重要な記録を一定の期間が過ぎたから、自動的に廃棄してしまったという問題は、最近あちこちでありますけれども、少なくとも問題を決する、あるいはきちんとした形ができるまでは記録は保管するという趣旨で永年ということが言われたのだと考えています。

出自情報の開示等についても、規定を設けるといふ形で行う、戸籍作成については、職権というやり方で行きましようということがあり、それに必要な情報を関係各所に伝達するということになっています。【スライド一四】児童相談所は、そうした情報を得て、子どもの一時保護を行い、必要な範囲で親権を代行し、特別養子縁組の手續に関わるといふことができます。特別養子縁組法の令和元年の改正によって、児童相談所が第一段階の特別養子縁組の申立てに関与するといふことが積極的にできるようになりましたので、そういう意味でも、特別養子法の改正も有利に作用するのではないかと考えます。

市区町村長は、内密出産に関するデータを子に提供しないといけないということでありませけれども、戸籍の作成というのが、基本的には職権でできるということです。従来からゆりかごの場合は棄児扱いということでしたが、内密出産の場合、棄児という言葉はあまり適切ではない（ゆりかごも棄児というの

はあまり適切ではないと考えますけれども）。これまで棄児扱いをしていて、最終的には警察からの申出に基づいて、戸籍を作るといふ形になっていましたが、内密出産では出生届がないので、そういう届出を出さない人に対して催告後に、職権で作るといふ、こういう戸籍法上のルートを利用したということです。

【スライド一五】出自を知る権利については、ガイドラインでは、こういう権利が子どもにはあるということを前提にして、母親に対して、どういう情報を残すべきか、残したくないのか、その辺をよく考えたい、というようなことの説明を求めています。子どもに対しては、説明をしないといけないということで、子どもにも説明できる範囲のものを医療機関から児童相談所、児童相談所を通じて施設とか里親さんに伝えるということで、子どもの出生、性別、関係した医師の名前とかですね、そういう特定情報を伝えていくということになっています。何を残すかということとは、まだ、今後に残された規定のなかで、どうするかということになりますけれども、ガイドラインでは、できるだけ幅広く、個人を特定するだけではなくて、内密出産を選んだ事情とか、あるいは子どもに対する思いとか、将来子どもが親とのつながりを感じることができるとか、そういうものも残すようにしていくということも方向性として、示されています。【スライド一六】特定の医療機関の中で、身元情報を管理できなくなるような事態が生じる、そういった医療機関が受け入れができなくなると、閉じるという事態とか、あるいは個々の出

産の段階で、高度な対応を必要とするような場合に、他の病院との関係が必要になるような場合とか、そうした場合に身元の秘匿ができないことを十分に説明するといったこともガイドラインには示されておりました。

【スライド一七】こうしたことは、ドイツとかフランスのやり方もある程度参考にはなっておりますが、かなり違いがあります。ドイツ法については、パウアー先生の報告をお聞きいただきたいと思いますが、基本的に法制度として存在しています。そのために、費用が、お金の面ですね、対応する組織に対する経済的なバックアップとか、それから関連のデータについて、国の機関がちゃんと保管する、管理することが決められています。【スライド一八】また、子は養子縁組に行くわけですが、ドイツの養子縁組は、日本でいう特別養子型ですので、親子関係は消滅しますけれども、その後のことも含めて、妊娠相談所や養子縁組斡旋機関が関与をして、子どもを支援するという形になっています。【スライド一九・二〇】出自を知る権利も保障されているということで、内密出産への動きがあります。

【スライド二二】フランスの場合はですね、日本とちよっと違うところは、日本の民法は、フランス民法に大きく影響を受けて、フランス法が母法ともいわれていますが、特に婚外の子どもについて、認知主義をフランスは採っており、日本も条文上はそうなっているのですが、判例によって、分娩主義に変わっ

ています。フランスの場合は、出産した女性が自分の名前を伏せて出産することを認める、認知しないということが法的にできるという形のものになっています。それを法的に民法の中で認めているということがあり、子に関わりをもたないということとを明確にしている場合には、国の後見を受ける子どもとして、フランス法では完全養子といえますけれども、養子縁組の方に行くという形になります。【スライド二二】フランスでは、国の機関を設けて、身元情報に関するアクセスとか調整とかいったようなことも扱うようになっていきます。

【スライド二三―二六】こうした海外の経験を踏まえて、日本では、まだまだ法的に解決すべき課題というのがたくさんあります。【スライド二七】ガイドラインはですね、従来の対応・実践を整理したにすぎないわけですけども、このガイドラインがあるから、どこかの病院でも飛び込みで内密出産希望者が来たら受け入れるというわけにはおそろしくないと思います。それは無理ですという形におそらくなるのだらうと思います。それだけの準備を、それぞれの病院があらかじめしておくのはなかなか期待薄であると思いますので、今後も慈恵病院や関係する病院、あるいは助言を受け、協力関係にあるところから、徐々に広げるほかないと思います。その過程で、出生届の整備、戸籍法の改正とかですね、養子縁組の手続の運用、出自を知る権利のより明確な取扱方法といったことを決めていく必要があるかと思えます。

以上で、私の報告は終わらせていただきたいと思います。どうも、ありがとうございます。

梅澤…床谷先生、ありがとうございます。それでは、村田先生のご報告に移りたいと思います。村田先生、よろしくお願いたします。

村田…みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました弁護士村田です。今日のシンポジウムは学生向けに行うと伺っていますので、学生さんに向けて話をするつもりで準備しました。ところが、見渡してみますと、学生さんの他にも最近まで学生だった方からしばらく前に学生だった方まで、いろいろおいでになっているようです。今日は学生に向けて話をするつもりで話しますので、みなさんどうぞ学生に戻った気分に参加してください。

私に与えられたテーマは、「このよりのゆりかごと内密出産をめぐる行政の対応」というものです。私は、別に行政官ではありません、弁護士ですが、児童相談所の仕事を長くやってきているものですから、行政の動きについてまとめて報告してくれ、ということでのテーマを頂きました。

これから三期に分けてゆりかごから内密出産までの流れを皆さんと一緒にさらいしていこうと思います。【スライド二】第一期が、このよりのゆりかごの開設までです。慈恵病院が

構想を打ち出してから、開設に至るまでの時期。次に第二期として、ゆりかごが実際に運用を開始してからの時期。そして、第三期として、内密出産構想が発表されてからの時期、実際に始まっているわけですけど。この三期に分けて考えてみようと思います。

【スライド三】まず第一期ですが、二〇〇六年十一月九日に、慈恵病院がこのよりのゆりかご設置計画を発表しました。そして、二〇〇六年十二月一五日、慈恵病院が熊本市にゆりかご設置に伴う病院施設の変更につき許可を申請しました。ここから行政との関りが始まるわけです。ここがおもしろいですね。病院施設の変更の許可申請だったんです。これが医療法の七条二項によるものなんですけど、【スライド四】病院を開設した者が建物の構造を変更しようとするときには、許可を受けなければならぬという規定になっています。興味のある方は原文に当たってみてください。とても読みづらい法律なんですけど、ざっくり言うとなんと病院を経営する人は、建物の構造とか間取りがどうなっているのか、機能がどうなっているのか、これをあらかじめ届けて許可を得ないといけないことになっていて、慈恵病院は、建てるにもちろん許可取ったんですけど、新たにゆりかご施設を作りたい、扉が開くようにして、中に保育器があつて、相談室があつて、そういう施設を作りたい、つまり病院の建物の変更をやるうとしたわけです。そのために、熊本市に許可を申請した。ここからがスタートだったんです。

熊本市は慌てまして、庁内に連絡会議を設けて、ゆりかごが関係法令に違反しないかについて、国や県と協議を始めました。

【スライド七】特に、この五つの点、児童虐待防止法の児童虐待に当たるんじゃないかという点、それから、母子保健法上の妊娠の届出義務に違反するんじゃないかとか、それから、民法の親族の扶養義務に違反するんじゃないか、親は子を扶養しないといけない、それから四番目、刑法の保護責任者遺棄罪に当たるんじゃないか、それから児童の権利に関する条約、子どもは自分の親に育てられる権利があるという、この条約に違反するんじゃないか、特にこの五点について大丈夫かということを一生涯に議論して、国や県にも問い合わせたりしました。

さっきも言った通り、医療法上の許可をしないか建物の変更を許可していいかというのがそもそもの問題でした。ところが中身を聞くと、やろうとしていることが、こうのとりのゆりかごだったものですから、単なる建物の変更ということで、あっさりOKを出しづらいですよね。それで、これは行けるかどうかということで、てんやわんやの騒ぎになったという流れですね。

熊本市長は、わざわざ厚生労働省を訪問してまで、協議に行きました。なかなか反応は悪かったんですが、やっと、厚生労働省は二〇〇七年二月二二日、ただちに違法とはいえないと回答しました。熊本市は文書で回答を出してくれませんかと何回も頼んだんですけど、結局、口頭の返事だけで文書は最後まで出し

ませんでしたね。

【スライド一〇】これを受けて、二〇〇七年四月五日、熊本市が慈恵病院に病院施設の変更を許可しました。医療法上の変更の許可をしないこととする合理的な理由がないと、医療法上はその変更は認めましょうという許可をしましたが、この許可の時に三つの条件を付けました。一つ目が、子どもの安全を確保してください、二つ目が、相談機能の強化をしてください、三つ目、公的相談機関との連携をちゃんと図ってくださいという三条件を付しました。医療法上の許可を下すのに、条件を付けるのは異例です。そうして二〇〇七年五月一〇日、こうのとりのゆりかご運営がスタートしました。

もう一回戻りますね、【スライド一一】この建物のあの右上のところに、こうのとりのゆりかごを作っていいですか、という許可申請を出して、許可が下りて、ここに作ったんですけど、現地に行ったことありますか、この図のように慈恵病院の前に道路があつて普通に車が走ってるんですよね。そして、あの東門というところから入っていくと、右手に植木が並んでいます。その先にゆりかごがあるんですけど、その写真がこれです。【スライド一二】これが開設時のゆりかごです。ゆりかごへたどりで着く手前は、さっきの図面の通りですね【スライド一三】、右側に植木が並んでいて、この脇を赤ちゃん抱えて入っていくんです。この奥の方に見えますかね、このゆりかごにたどり着くわけです。これが開設時のゆりかごでした。

現在のゆりかごはこうなってます。【スライド一四】ちょっと見栄えもよく、きれいになりましたね。これは二〇一一年の一月二三日、このとりのゆりかごを新しくできた病棟、マリア館というんですけど、そこに移転をしています。【スライド一五】これが新しい地図で、もともと本館という上のものでしかなかったんですが、道路を挟んで反対側にマリア館を新しく建てて、あの地図の右上にあったゆりかごを新しいマリア館に移設しました。これも病院の建物の変更ですので、許可申請してはいます。こうやって始まりました。これが開設するまでの動きです。

運用を開始してからどうなったか。【スライド一六】まず、熊本市の動きですが、熊本市はゆりかごと関係なく児童相談所の設置を検討していましたが、ゆりかご問題が出てから、さらにその必要性が高まり、二〇一〇年四月一日に熊本市児童相談所が開設されました。政令市への移行は二〇一二年です。政令市になったら独自の児相を持てるんですが、前倒して先に児相を作っちゃったんですね。

それまで、熊本県には県の児童相談所が二か所、中央児童相談所と八代児童相談所があった。そして、この三か所目の熊本市児童相談所ができたという流れです。

また、市の相談体制を強化することで、ゆりかごが使われることがないように、努力したいということで、二〇〇七年四月から福祉総合相談室の担当者を九人体制から十一人体制にし

て、二四時間体制をとって、妊娠などの悩み専用電話を設置したという動きがありました。

それから、県はどうしたか。【スライド一七】熊本県は従来から女性相談センターとか、児童相談所で、来所相談、電話相談、匿名で受け付けてはいたんですが、中央児相の中に専用ダイヤルを新設して、匿名相談の開始をした。

【スライド一八】それから、厚労省はゆりかごを一般化すべきではないとして、都道府県に出生や育児に悩む人のための相談体制の整備などを求める緊急文書を通じた。慈恵病院以外に、ゆりかごをうちも作りたいという設置の動きがあれば、安全面などを審査したうえで、個々のケースとして判断していきますということを表明しました。

【スライド一九】運用を開始してからの行政の対応としては、大きく二つあります。一つ目が、預けられた子どもへの対応ですね。実際、子どもたちがゆりかごに預けられた。それに対して、行政が対応していきます。これは、この後見ますね。それから、もう一つが、ゆりかごの利用状況について検証していくことにしました。今もずっとやっています。

一つ目、預けられた子どもへの対応をどうするか、これ児童相談所の動きの説明です。【スライド二二】ゆりかごに預けられました、それで真下に矢印が下りて、それを熊本市児童相談所が受理して一時保護をします。子どもを保護して、いったん安全を確保する。そして、社会調査をします。社会調査、いろ

んな方面に渡る調査をやります。

もう一つ矢印が熊本南警察署に向かっています。ゆりかごに預けられると、必ず南署に連絡することになっています。保護責任者遺棄罪に当たらないかどうか、事件性がないかどうかを判断するためにそうなっています。今までは、どのケースも事件性なしという扱いになっています。

実は、この児相が受理してからの流れは、ゆりかごに限定された対応ではありません。要するに、虐待を受けた子どもとか、親が養育できない子どもたち、要保護児童です。要保護児童に対しての対応がこれから下の流れで、ゆりかごの子どもも要保護児童ですので、同じ流れを辿るということですね。

そして、社会調査をして、身元が判明する場合と判明しない場合があります。ゆりかごの子どもたちのなかで、身元が判明する子がいます。そういう子どもたちの場合は、この左側、管轄児相に移管するということになります。その親の居住地の児童相談所がその事件を管轄しますので、そこへこの事案を送るということになります。後は、この管轄児相がまた調査をし、どういう措置をとるか決めることになります。

判明しない場合は、熊本市児相が持ったままになりますので、そこで乳児院や児童養護施設などの施設、あるいは里親さんへ委託するという流れになっていきます。身元が判明していませんので、家へ帰す、身内に返す、そういう選択はないわけです。そして、乳児院等の施設、あるいは里親さんに委託された子

どもたちは、その先では、養子縁組につながる子もいます。必ずしも全部そうではないですけども、そういう子たちもいるということですね。

普通養子縁組と特別養子縁組には違いがあるというのは、もちろん法学部の学生さんたちは勉強するわけですけど、あとでやってくださいね。

管轄児相に移管した子たちの例では、この場合は身元が判明している子ですね。判明しているけれどもさすがに家には返せない、実親の下での養育は困難だという場合は、同じように乳児院や養護施設等の施設に委託したり、里親さんに委託したりという方向へ進んでいきます。

では、家庭復帰ができそうな子、つまり家庭の状況が改善された、あるいは問題が解消されたという場合には、家に帰す場合もあるし、いったん施設や里親さんに預けられた後で、状況が整えば家庭復帰もありえます。どうしてもやっぱり無理だという場合は、養子縁組へつなげていく流れもあるということです。こういうことをやっています。これがゆりかごに預けられた子に対する行政の対応です。

次は、検証の話ですね。【スライド二四】短期的検証と中期的検証というのをやっています。いろんな専門のメンバーを選びまして、その人たちで、報告を受けて、チェックをしていくんです。そして、報告書をまとめて出していくことをやっています。

中期的検証は、今まで五期にわたって検証し、報告書を公表してきています。これはネット上でも見られますので、興味がある人はぜひ見てみてください。そこになんか細かく検証結果が出ています。今までのゆりかごの歴史も整理してあるので、とても分かりやすいと思います。このかつこの後ろの年月が書いてあるのは、どのぐらいの期間にわたっての事例について検証したかという意味です。なので、二〜三年ぐらいおきにやっているということですね。

検証結果、みなさん、興味ありますよね。預入人数がどうなっているか。お配りした資料でわずかに役に立つものとして預け入れ人数を載せました。このポツポツポツが子どもの数を表しています。分かりやすいですよ。数字にするとこれ。【スライド二五】最初のころバババババと預けられてるんですよ、これ想定外でした。第一号が、宮津さんです。この後お話をしてくださるんですけどこの十七人に入ってるんですよ。それからずつと減つていったんですけど、また去年ちょっと増えましたね。

これが人数の経緯で、検証項目がいっぱいあるんですけど、【スライド二六】例えば預入時の状況がどうだったか、人数や頻度、曜日、時間帯、性別や年齢、健康状態、身体的虐待があるかどうか、両親あての手紙が置いてあるんですけどそれを持ち帰ってくれてるかどうか、遺留品があったか、事後接触があったか、とかですね。

曜日・時間帯気になりますよね。きつと人目につかない深夜とかにやって来てるんじゃないかと思うかもしれませんが、案外そうじゃないですね。報告書を見てみてください。普通に平日の昼間とかに來ています。さっき写真を見てもらいましたけど、人目につきますよね。それでも連れてきてます。

【スライド二七】その他、家族状況、父母の居住地や母親の年齢、婚姻状況、父親は誰か、兄弟はいるか、それから預け入れの経緯として、出産場所はどこだったか、預入に來た人、移動手段はどうか、預け入れた理由は何だったか、この辺りも検証しています。

【スライド二八】それから、その後の養育状況、相談体制の対応状況、課題や危険性、ゆりかごの評価、対応策や要望についてまとめています。

とっても今早口で言いましたけど、このそれぞれの項目について、かなり緻密に緻密にまとめた報告書が出ていますので、ぜひ見てみてください。

では、第三期いきますね。【スライド二九】内密出産構想が発表されてからの動きです。二〇一七年、慈恵病院が内密出産構想を発表しました。二〇一九年十二月、慈恵病院が内密出産の導入を表明しました。二〇二〇年、熊本市が厚生労働省と法務省に照会をかけています。

【スライド三〇】法務省の返事では、父母の氏名空欄でも職権で戸籍の記載が可能であると。法務省には戸籍・出生届をど

うしましよというあたりを尋ねていました。母の氏名を秘した出生届が公正証書原本不実記載罪になるかどうかは、個別に判断するんだと、つまり有罪になる可能性がありますよと、そういう返事でした。

それから厚労省の返事、内密出産の場合には、出自を知る権利確保のために身元情報の管理や開示方法などについて、熊本市から慈恵病院に対して指導してください、という回答が来た。まるで認める前提かのような回答だったんですね。

【スライド三二】二〇二二年一〇月、慈恵病院が内密出産希望者を保護していると公表しました。そこで、熊本市に対応を照会し、それに対して、熊本市は二〇二一年十一月一〇日、慈恵病院に法令に抵触する可能性を否定することは困難だと、内密出産が行われることを前提とした指導をうちはしませんと回答しました。つまり、内密出産はやめときなさい、という返事をしました。実は、この最初の例の方は出産後、身元を明かしました。それで、内密出産にはならなかった。

ところが、第一例出ました。【スライド三三】二〇二一年十二月に内密出産の第一例目がありました。これを受けて、二〇二二年二月九日、熊本市は慈恵病院に対し、内密出産をしないようにというそれまでの方針を変更しまして、母子を支援すると、そういう協議の場を設けると表明しました。二〇二二年二月一四日には、熊本市が内密出産の子に職権で戸籍を作り出すという方針を出しました。出生届出さなくていいです、うちが

作り出すという方針にしました。

【スライド三三】二〇二二年九月三〇日、法務省と厚生労働省が妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて、という一度で言うには息が続きにくいぐらいの名前のガイドラインを出しました。

二〇二三年四月一日、こども家庭庁が設置され、同じ二〇二三年四月一日、熊本市が妊娠内密相談センターを開設しました。そして、二〇二三年五月三十一日、つい最近、熊本市と慈恵病院で出自を知る権利のあり方の検討会を設置しました。先ほどご報告いただいた床谷先生もこのメンバーでいらっしゃいますので、ぜひ、先生には頑張ってください、出自を知る権利のあり方について検討を進めていただきたいと思っています。

最後に今までの内密出産の例について、さらっとご紹介して終わりにしたいと思います。【スライド三四】十二月の第一例以降、二〇二二年四月に第二例、このケースでは母親が子どもが十八歳になったら出自を知らせてほしいという希望を残しています。六月に第三例、七月の第四例の方は新幹線で移動中に陣痛が始まり、病院に到着後一時間で出産しました。同じ七月に第五例、八月の第六例の人は病院に到着後二〇分以内に出生しています。九月の第七例の人は、特別養子縁組の希望を提出したんですけど迷っていると報道上言われています。十一月第八例、この人は退院後、出産の事実は両親に告白しましたが、身元情報は秘匿のままにしているそうです。今年一月第九例で

すが、この人は帝王切開でした。そして、新たな問題が提示されました。家族の同意なしなんですよね、本人だけで来ている。医療機関は帝王切開をやっていないか家族の同意を取るんですよ。けれど同意が取れない、連絡しないでくれたから。しょうがなく両親の氏名と連絡先を聞いて帝王切開で出産をした、ということになっています。

以上で、私の報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

梅澤…村田先生、ご報告ありがとうございました。次は、パウアー先生のご報告になります。先生、どうぞよろしくお願いいたします。

パウアー…みなさん、こんにちは。熊本大学のパウアーと申します。今日は、ドイツの内密出産制度の歴史・現状・課題について話をさせていただきます。【スライド一】今日お見せしますスライドはみなさんのお手元の資料にもあります。時間の都合で、何枚かスキップさせていただきますが、その分はぜひ、お時間がありましたらご覧になってください。

では、さっそく、まず、内密出産制度の歴史について話をさせていただきます。【スライド五】ご存知の方もいらっしゃると思いますが、ドイツでは日本より先に、一九九九年から女性が子どもを匿名のまま直接引き渡すことのできる制度を導入し

ました。その次の年の二〇〇〇年に、いわゆる「赤ちゃんポスト」、「ベビークラッペ」も導入されました。あと、匿名出産もその頃に導入されました。導入されたという言い方をしましたけれども、これらの取り組みは法制化されたわけではなくて、民間の福祉団体や教会・キリスト教関係の福祉団体が開設して、法的にはグレーゾーンの中で運営しています。なので、このスライドのデータもオフィシャルな統計ではありません。例えば、ベビークラッペが何か所あるのかに関してもオフィシャルなデータはありません。今、現在、八〇か所あると言っている研究者もいますし、一〇〇か所あるという人もいて、データは人によって違います。

二〇〇〇年代に、ドイツ全体にそれらの取り組みが広がったり、導入されたりしましたけれども、同時にかなり激しい議論がドイツで行われました。【スライド六】もともと、これらの取り組みを開始した理由は、新生児の遺棄・殺害を防ぐのが狙いでした。と同時に、妊娠を隠したい・隠さなければいけない女性の助けになるという狙いもありました。反対の意見ですけれども、たくさん出ました。例えば、一のように心理学や犯罪学からの懸念とか、二のように統計的な話とか、また、その中で一番、特に法学分野でパワフルな論拠となったのが、五番です。匿名性により、預けられた子の出自を知る権利が侵害されるところという批判です。

子の出自を知る権利については、五〇年代から議論には

なっていましたけれども、一九八八・八九年に連邦憲法裁判所の決定・判決で、出自を知る権利を基本権として位置づけることになりました。【スライド七】この判決がベースになって、複数の分野で具体的な立法につながりました。例えば、非配偶者間の人工授精（AID）では、それまでは匿名で精子提供できたのですけれども、二〇一八年からはそれができなくなったり、あとは養子縁組支援法が二〇二一年に施行されましたけれども、そこではアイデンティティの形成にあたり、出自を知る権利が大事で、早い段階で告知するように、養子縁組幹旋機関が養父母に働きかけること等が強調されました。今回のテーマの匿名による子どもの委託については、二〇〇〇年から匿名の取り組みを法制化しようという試みが何回かあったのですが、しかし、やはり特に憲法、基本法上の権利、出自を知る権利の問題で実現できませんでした。二〇一三年に内密出産が制度化されて、一四年から施行になりました。

では、その内密出産制度についてご紹介します。【スライド一〇】立法の趣旨としては、そのときまでにできていたベビークラッペや匿名の取り組みによって侵害された子どもの出自を知る権利と、困難な状況にある女性の匿名ニーズという二つの権利（法益）のバランスをとることでした。そこで、結論としては、十六歳になったら、子どもが出自を知るようにする仕組みを作りました。ただ、スライドの一番上にあるように、法律の名称と内容は、内密出産制度を導入するだけでなく、同時

に妊婦支援を拡大することとなっています。つまり、内密出産も必要だけれども、同時に既存のいろんな妊婦支援の周知を徹底して、利用しやすくすることも大事だという考え方でした。なので、妊娠相談の拡充では、ホットラインを設置し、専用のホームページを作って、そこで、妊娠相談を二四時間匿名で利用できることを説明する動画を掲載し、また、YouTubeを利用して情報を発信して、若者向けのPRキャンペーンを通して、とにかく、妊娠して困ったときには相談するように促進しました。最後の手段として、万が一のために内密出産制度があるという考え方で、その制度を導入したということです。

ドイツの内密出産が具体的にどういう手続きなのかといいますと、先ほど床谷先生からガイドラインの紹介もありましたけれども、日本のガイドラインと根本的に違うのは、医療機関と妊娠相談所の位置づけです。【スライド一一】ドイツの制度では、妊娠相談所が中心となります。妊娠相談所がコーディネーター役を担って、医療機関は医療的な手当てだけを担当します。理想としては、女性が先ず妊娠相談所へ行つて、そこでいろいろな妊娠支援制度があるということと、それらの支援の利用を視野に入れて、内密出産よりも、子どもと一緒に暮らす道や通常の養子縁組等を選ぶように相談を行うことです。しかし、結論は限定せず、最終的には女性の考えを尊重するということです。そういうふうにしても内密出産をどうしても選んだ場合口に、妊娠相談所で出自証明書を作ります。それには公的な身分証明

書が必要で、それに女性の氏名、生年月日、住所を記録して、封筒に入れます。その後は、仮名のみを使って、医療機関でも仮名で出産できます。その後、出自証明書はスライドの左上に示してある連邦家族省の管轄下にある連邦局に保管されます。あと、これも出自を知る権利の關係で重要なのですけれども、女性が同意するならば、相談で把握した情報、例えば、なぜ子どもを手放したのか、職業とか、年齢とか、そういう情報を養子縁組幹旋機関にも提供できるようになっています。

次のスライドは、その専用のホームページからです。【スライド一二】内密出産の手続きの流れを示すものです。これも時間の都合でスキップしますが、ポイントは出産の前後で、出産をする前にも医療的な手当てを受けることができますし、出産の後にも相談所がいろいろ寄り添います。七にあるように、その子どもは心のこもった人の元で育てられます。つまり養子縁組をするということです。あと、ここには書いていないのですけれども、費用は全部国が負担します。日本のガイドラインには何も書いていない状況ですが、ドイツでは国費負担になります。

ところで、出自証明書の中身は非常にシンプルで、女性の氏名、生年月日、住所だけが記録されます。【スライド一三】次のスライドは、封筒ですけれども、その左側は妊娠相談所が記入します。一番上に女性の仮名、その下に子どもの生年月日と医療機関と相談所の情報が記入されます。【スライド一四】右側には、保管する連邦局が記入しますけれども、身分登録が済

んだら、子どもの氏名が記入されます。その下にチェックを入れられるところがありますが、そこは子どもが十五歳になってから、産みの母が子どもが十六歳から閲覧できることに對しての異議申し立てをした場合にチェックが入って、産みの母の代理人の情報がその下に記入されます。

ドイツの内密出産制度がどのくらい利用されているか、みんな気になるかと思いますが、いくつかデータを持ってきました。【スライド一五】ポイントは、一番上にあるように、内密出産に至るのは、相談する利用者の一部のみなんです。ということ、相談過程の途中で内密出産以外の選択肢を選んでもらうことに成功したということです。内密出産は現在、月平均一〇件、全国各地で実施されています。あと、内密出産の手続きをしたけれども、子どもを産んだ後にやはり子どもと一緒に暮らしたいということで、匿名を解除した方もいます。一〇％にならない数少ないケースですけれども、一定の数がいます。あと、ドイツの内密出産制度では、出自を知る権利が出自証明書で保障されているという考え方があり、子どもが十六歳になるとそれを閲覧できます。【スライド一七】しかし、それは氏名、生年月日、住所だけです。理想としては、女性の同意が得られる場合は、妊娠相談所が相談にのる中で把握するいろんな情報を養子縁組幹旋機関にも伝えられるようになることです。例えば、なぜ女性が子どもを手放したのかや、父の情報などです。これも後で議論することになるかと思えますけれども、出

自を知る権利の範囲をどう考えるかというのは重要なテーマだと思えます。産みの母の氏名、生年月日といった身元が分かる情報だけいいのか、逆に、スライドの真ん中の情報の方が大事かもしれないとか、そこは宮津さんにお聞きしたいところです。あとは、スライドの一番右側に、養子縁組幹旋機関が相談に関わることについてのデータを示しています。まずは半分以上のケースで相談所が女性に関する情報を養子縁組幹旋機関に提供することができたということですね。あと、メッセージやぬいぐるみを残すことも報告されていますが、パーセンテージは低いです。

最後に課題について紹介します。【スライド一九】今、ご紹介した内密出産制度については、その法律施行の三年後に調査が実施されました。これは連邦家族省が委託したもので、連邦家族省の結論として、やはり導入された制度をポジティブに評価しています。拡充した相談システム、そして内密出産制度、これらが無事に導入できて、定着したと。あと、母子の命が危険にさらされることでもあるし、出自を知る権利の観点からも問題のあるベビークラップについては、その利用件数を減らすことにつながったということです。しかし同時に、ベビークラップ、匿名の取り組みは当面は禁止しないという立場をとっています。それはやはり、女性の中で絶対的な匿名を必要としている方もいることを認めているわけです。それは、家族省のこれまでのデータ等のオフィシャルな解釈ですけども、それに対

して、専門家や関連団体等から批判的な声も挙げられています。

内密出産制度に対するその批判の一つは、狙っていたベビークラップ等の利用件数の減少は限られていて、出自を知る権利が（一時的に）侵害されている子どもの数が逆に増えたのではないかという批判です。【スライド二〇】図の茶色の棒グラフは、ベビークラップ等の利用件数の推計です。二〇一四年以降の黒い線は、二〇一三年までのベビークラップ等の利用件数をみると、二〇一四年の内密出産を導入した後に、その導入がなかった場合には、おそらく黒い線が示すようにベビークラップ等の利用件数が増えただろうという推計です。水色の棒グラフは内密出産の件数です。その黒い線の下にある水色の棒グラフの部分は、内密出産制度が成功した部分、つまり内密出産制度がなかったら赤ちゃんポスト（ベビークラップ）等の利用になっただろうという部分ですが、それは内密出産に変えることができた部分ですね。しかし、黒い線の上の水色の棒グラフの部分は、内密出産制度がなかったら、通常の出産になっていたであろうというふうになります。本当は子どもと一緒に暮らせたとか、通常の養子縁組をして養子として出せばけれども、内密出産制度というオプションがあるからそれを利用したという解釈ができます。この部分は問題なのではないかということでも、内密出産制度がいろいろと批判もされています。

もう一つ、現在議論されている課題は、先ほど言いましたように、内密出産制度が定着したにもかかわらず、なぜ匿名の取

り組みを禁止しないのかという問題です。【スライド二二】ベビークラッペを運営している団体のホームページ等を見ますと、内密出産をどう位置付けるかについては、やはり、かなりバラツキが見受けられます。内密出産制度が導入された後に、こういう団体の中で内密出産の紹介をホームページに追加したりする団体もあります。中には、相談することの必要性や内密出産のことを積極的に前に出すような団体もあります。一方、そういうことをあまりしないで、例えばホームページで主に匿名出産等のことを紹介する一部の団体もあります。

あと、ベビークラッペの新設です。現在でも続いています。ちょうどこの発表のための準備をしていたとき、今週、ベビークラッペが新設されることについての新聞記事がありました。昨年十二月におきた遺棄事件がきっかけとなり、来週にはベビークラッペの開業式が行われるということです。これまでの議論とデータを完全に無視するようなベビークラッペの新設とそれについての報道を度々散見します。このような現状に対して、学術分野から、そして関連専門団体からは匿名の取り組みを廃止・禁止すべきだという意見が出されています。

最後に、今紹介したドイツの内密出産制度から、日本の動向をどのように考えるかについてお話をしたかったですけれども、もう時間になりました。【スライド二三】話したかったのは、要するに日本より先に設置したドイツのベビークラッペ等について、また、すでに法制化した内密出産制度についても、全国規

模での議論や研究データがありますので、それなりの研究成果もあり、また、運営者だけではなくて、いろんなレベルの行政機関が議論に関わっていて、いろんなデータや研究成果も出ていますので、その中でも、日本の議論の参考になり得るものも少なくないかと思います。あと、やはり、内密出産の制度を日本でどのようなものにするのが議論の中心になっていますけれども、先ほど村田先生が紹介しておられたように、すでにいくつか日本の内密出産の案件が出ていますので、それを分析して、それらのケースにおいて本当に内密出産がベストな支援だったのか、利用者のニーズを分析して、どういう支援が必要だったのか、内密出産制度だけではなくて、妊婦支援全体から考えることも重要なのではないかと私は思っています。最後になりますけれども、出自を知る権利をどう保障するかが重要なテーマになってきますので、熊本で設置された「出自を知る権利」検討会に期待したいと思います。また、やはり内密出産だけではなくて、相談をどうするかということ、女性にとつて相談が利用しやすくなることは非常に重要ですので、熊本市の妊娠内密相談センターの活動にも大いに期待したいと思います。

どうも、ありがとうございました。

梅澤…パウアー先生、ありがとうございました。それでは、最後のご報告になります。宮津さん準備をお願いします。

宮津…みなさま、こんにちは。こののどりのゆりかご当事者の宮津航一です。本日の話す内容については、お手元に資料も準備いただいておりますので、分らないところがあれば、お手元の資料を見ていただければと思います。今回は、ゆりかご当事者が考える出自を知る権利ということで、大きなテーマは内密出産の現状と課題となっておりますけれども、その先に広がる子どもの出自を知る権利について、ゆりかご当事者として考えることをお話しできればと思います。

私の生い立ちはお手元にある通りです。ご覧ください。【スライド二】生後五か月の時に実母を交通事故で亡くして、二〇〇七年五月一〇日、ゆりかご開設初日にこののどりのゆりかごに親族によって、預けられました。その後、里親の両親に引き取られて、高校二年生の時に普通養子縁組を行って、今に至ります。大学入学を機に、昨年の春、自分の生い立ちを公表して、今回もお話をさせていただきました。【スライド三】参考で今の主な当事者活動について書いてありますけれども、これは時間あるときにお読みください。お手元に同じ資料があるので、先に進めさせていただきます。【スライド四】ゆりかごの扉、右側に写真映っているかと思えますけれども、これは今のゆりかごの扉の絵ですけども、村田先生の報告の中にあつた開設当初の扉、私は三歳の時に預けられましたので、この扉の絵だけは記憶に鮮明に残っています。それ以外は、全く分からない状況で、預けられたときに残されていたものは服と靴だけになります。

それ以外の身元、出自に関しては全く残されていなかったというところ です。

次の方に移ります。【スライド五】こののどりのゆりかごに預けられた後の流れについても、村田先生から詳しくお話いただきましたので、この資料を見ていただければと思います。私の場合は、まだ熊本市が政令指定都市になっていなかったので、熊本県中央児童相談所が私の管轄ということで、その中央児童相談所に半年ほど一時保護された後に、里親家庭に引き取られ、そして、養子縁組もしております。【スライド六】これはお手元の資料と若干違うと思いますが、里親の両親、お父さん、お母さん、そして両親の実子である五人の兄に恵まれました。血は繋がっていませんけれども、血縁を越えた絆で結ばれた家族だと私は思っております。これは家族の働きは大きかったなと、今感謝をしているところです。

これもお手元の資料には映しておりませんが、ゆりかごに預けられてから、幼少期の時の私の写真になります。三本指をくわえて、指しゃぶりをしてるんですけど、この写真見てわかる通り、やはり寂しさというか、ゆりかごに預けられて、自分の生い立ち出自が分からなかったというところで、一人になつたり、何か寂しい思いをすると、指しゃぶりをしていたというところで、当時の記憶はほとんど残ってませんけれども、この写真が当時の自分の心境を表しているのではないかと思っています。

先ほど言いましたように、最初は靴と服だけしか預けられていませんでしたので、生まれたときの写真がなかったり、名前の由来は何だろうとか、名前そのものも分からなかったたので、今の航一という名前は当時の熊本市長がつけてくれた名前になります。あとは血液型だったり、当時の自分の様子だったり、みなさんにとっては、これが当たり前かもしれないけれど、自分自身にはこの情報がなかったというところで、節目節目で自分の出生・生い立ちについてどうなんだろうと思うことはありました。

【スライド八】これは資料を本日載せております。生い立ちを振り返る授業で使った資料になります。中身のあたりも詳しく見えると思いますけど、写真はまず兄のを代わりとして使わせてもらいました。私は三歳になるまでの写真が一枚もないので、これを兄に貸してもらって付けて、誕生日もこれは十一月三日と書いてありますけど、推定日です。成長曲線だったり、いろいろ調べてもらっての推定日です。今は、十一月五日に誕生日が変わって、二日のずれだったんですけど、最初は十一月三日を誕生日としてお祝いをしてもらいました。あとは、生まれたときの様子だったりとかというのも、体重が二八〇グラムとか、声が大きかったとか書いてますけれども、これはあくまでも両親と当時こんな感じだったんだろうねという話をして、想像で書いたものになります。あと、由来も、市長さんが名前を付けられたということは分かってたんですけど、由来を

知らなかったたので、由来についても父が考えてくれたものになります。隣のページも、想像して、書いた中身になります。

この生い立ちを振り返る授業の中で、やはり周りの友達みんなは写真があったり、思い出がしっかりと分かっているのに、自分にだけ寂しさ、悲しさは自分の中で記憶に残っています。でも、それをずっと抱え込んで生きているわけではなくて、そういう節目節目でそう思うことがあっても、日頃の生活ですっと抱えているわけではないです。ここは大きく誤解されることもあるかもしれませんが、常日頃ずっと抱えているわけではないということも頭に入れてもらえればと思います。

【スライド九】小学校二年生の時に、運よく自分の出生について、知ることができました。出生について知ったことは、スライドに書いてある通りです。母のこと、また、誰が預けたのかとか、出生地だったりとか、墓の場所だったり、全部が分かったわけではないですけど、私が出自を知って、今までなかったものひとピースが埋まっていって、心の中も満たされていきましたし、分かった喜びが大きかったです。周りにもあるものが、自分にもできたような感じがありました。この墓参りをしている写真がありますけれども、実際これまで四回実母の墓参りに行かせてもらって、単に出自を告知してもらっただけではなくて、実際に足を運んで、目で見て、耳で聞くことで、やはり自分の欠けていたピースが少しずつ埋まったのではないかなと思います。本来嵌るべきピースは見つけきれなかったかもしれない

いけれど、それに代わるピースが私は今埋まっているのかなと思います。これは本当に両親の存在、周りの人の姿勢が大きかったなと思います。僕が出自を知りたいと言ったら、両親は一緒に探そうと言って、ふるさとを訪ねる旅ということで、一緒に行ってくれたり、兎相の人に何か一枚でも写真残っていないかと掛け合ってくれたり、僕だけが探すのではなくて、周りの人、家族と一緒に探してくれたというのが、本当に大きかったなと、そういう姿勢をみたりすることで、心が満たされていたのかなと思います。

【スライド一〇】 出自を知る権利で出自情報の担保も重要ですけど、真実告知もやはり大切だと思います。生い立ちをしつかりと子どもに伝えることで、子どもにも選択肢を残すためにも、やはり告知は必要であると思っています。何をどこまで伝えるか、いつ伝えるか、誰が伝えるか、子の出自の真実告知のあり方に関して、検討会もできて、床谷先生も入っておられます。本当に答えがないので難しいことだと思いますけど、告知の必要性について訴えていきたいと思います。

事実告知ではなく真実告知というところも、少しですね、告知というと単に、例えば、ゆりかごに預けたとか、お母さんにはこういう事情があったとか、端的に事実を述べるのが告知ではなくて、これはあくまでも事実告知であって、真実告知というのは、端的に経過(点)を伝えていくだけではなくて、その点を線にして、お母さんいろんな事情があって、でもあなた

のことが大切だったから、ゆりかごに預けたんだよとか、告知を通して子どもが前向きに捉えられるように、告知は終わりでなくて、スタートだと思っています。ゆりかごから第二の人生が始まりますけど、告知を通して、また第三の人生が始まると思っっているので、告知を通して、子どもたちが自分の出自・生い立ちを、そして自分自身をプラスに捉えられるように、告知がなされていかなければならないと思っております。出自が分からないことも出自だと、言葉にすると簡単なことですけども、本当に分からないということも子どもたち自身に伝えていくことで、○であつたのが、○・一、○・二と、少しでも子どもたちの心を満たす要素になっていくのではないかと思っております。

【スライド一二】最後に、子どもがどのような情報、出自情報を求めているかということ、これは休憩後の意見交換、論点整理にも関わってくることだと思いますけど、私自身が何を求めているかについて資料に載せております。まずは、自分のこと。生まれたときの自分の様子だったりとか、名前、誕生日、血液型、どんな人と関わったか、これまでの自分の生い立ち、これが子どもたちの一番知りたい事じゃないかなと、その次に、関心度の高いものとして、周りのこと、例えば、お父さんはどんな人だったか、お母さんはどんな人だったか、なぜ預けたのか、誰が預けたのか、というところにもつながってくると思います。子どもの人生の中で、主役は子ども自身ですから、子ど

もの情報が第一に確保されるべき、そして、そのプラスαの情報として、保護者の人、なぜ預けたのか、そういう子どもが生まれる前になる、そこからの情報が必要になってくると思います。簡潔に話をしましたので、理解ができなかったところあるかもしれませんけど、質疑応答であったり、意見交換の場でも、間を投げかけてもらえればと思います。早口になりましたけど、私からの報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

梅澤・宮津さん、ご報告ありがとうございました。この後、休憩を挟みまして、論点整理の時間がございます。先ほどのご報告で割愛していただいた内容もフォローしていただければと思います。それでは、休憩に入ります。

梅澤・時間になりましたので、シンポジウムの後半に移りたいと思います。シンポジウムの後半は、プログラムにもある通り、子どもの出自を知る権利に関する論点整理、パネラーによる意見交換を約五〇分程度行い、事前に準備していただいた資料のなかで割愛されたところを踏まえつつ、三つの論点について考えていきたいと思っています。その後、フロアからの質疑応答の時間をとっていますので、まずはパネラーの意見交換を聞いていただきます。その後、その後に質疑応答に移らせていただきます。論点整理に際して、三つの論点に分けて考えていきたいと思

います。一つ目は「真実告知」について、二つ目に「情報管理のあり方」について、最後に「管理情報への具体的なアクセス方法」について考えていきたいと思っています。先ほどのご報告のなかで真実告知に関する話題が出てきましたが、子ども自身が内密出産で生まれたことを知らない、自分の出自に関する情報にアクセスできないのではないかと思われま。子どもはまず、自分がどのような経緯で現在の親子関係になったのかを知る必要があると思いますが、真実告知に関してどのような実態があるのか、最初にドイツの実態について、パウアー先生の方から補足説明等をお願いしたいと思います。よろしくお願

います。真実告知の問題について、ドイツの状況からお話させていただきますと、内密出産で生まれた子どもは、基本的に養子縁組の対象になると思われます。養子に真実告知をするという（養親に対する）法的な義務はありませんけれども、スライド七でもご紹介したように、ドイツの養子縁組は基本的にオープン（Open）で、養子が小さいころから年齢に相応しい形で真実告知をするように、養子縁組幹旋機関も養親に働きかけています。また、養父母になりたいカッブルに対しては、子どもの出自を知る権利の重要性を理解していることが選択基準の一つとなっていますので、現在では基本的に真実告知をする養父母が多いのではないかと思います。い

ろいろ大変な事情（例えば、産みの母がレイプで妊娠したことなど）の場合でも、年齢に相応しい形で告知をすることがドイツでは重視されています。

梅澤…ありがとうございます。先ほど、ドイツの実態についてお話しいただきましたけれども、次に、村田先生から日本の実情についてお話しいただければと思います。

村田…ありがとうございます。日本で内密出産によって生まれた子どもについての真実告知についてどうしていくか、これについては先ほど紹介したとおり、まだ子どもが非常に小さくて、〇歳とか一歳とかです。そのため、内密出産で生まれた子の真実告知という問題は、具体的な現実問題としてはまだ起きていません。そのため、真実告知一般の話になりますが、児童相談所や優里の会のようなフォスタリング機関、里親さんを支援する機関としては、委託を受けた里親や施設に対して、きちんと真実告知をしてくださいね、とお願いをしています。ただ、いつのタイミングでどんな内容で告知するかについては、それぞれのケースによってさまざまであるため、里親や施設に任されている状態です。実態としては、なかなか告知していない里親もいます。

先日、ゆりかごについての調査結果が報告されていましたが、実の親が別にいるという告知はかなりのケースでされています

が、ゆりかごから来たという告知をしているケースは十八%でした。それぐらいの数しか伝わっていません。このようなケースについて、どのように対応していくのかは今検討しています。内密出産についても、今後同様の話が出てくるでしょう。

実の子ではないという話はいずれされうるとして、内密出産の制度がどう作られていくかよく分かりませんが、自分が内密出産の子だと分からないと、そもそも開示請求しません。そこをどう伝えていくかがとても重要な問題ですが、行政が真実告知を強制すべきか否かは微妙な問題をはらんでいる、というのが現在の状況です。

梅澤…ありがとうございます。真実告知を法律で強制するのは難しいのかなと思いますが、このような真実告知の問題について、先ほど紹介していただいた「ゆりかご経由」「内密出産経由」という事実を子どもにどのように伝えていくのか、また、当事者への支援のあり方が重要な検討課題になっていくのではないかと思います。

次に、情報管理のあり方について、お話を伺いたいと思います。出自を知る権利については、これを行使することができたとしても、具体的な管理体制が整っていないと実現が難しくなるのではないかと思います。そこで、情報管理については、三つの観点から検討していきたいと思います。

一つ目は、内密出産あるいはゆりかごに預け入れられた子ども

もたちの情報をどこが管理すべきか、情報管理の主体はどこか、という問題です。

二つ目は、管理される情報の範囲・内容について、親の身元を特定することができている情報、あるいは、親の身元を特定することができない情報等、どのようなものを情報として管理すべきなのかという問題です。

三つ目は、管理情報の真实性の担保についてです。これらについて、先生方のご意見を伺いたいと思います。まず、情報管理をどこが担うべきかという点については、すべてのパネラーの先生にご意見を伺いたいと思います。それでは、床谷先生お願いいたします。

床谷：情報管理について、まず考えないといけないのは何のために情報を管理するかということです。管理する内容もさることながら、目的が必要で、どこでの子が生まれて、どういう形で育ってきて、現在はどうなっているのかという情報の流れがある。管理の見方としては二つあって、本人の出自を知る権利を保障するために情報を管理するという面と、医療機関や関係する福祉サービス等がきちんとできていくかどうかということ、全体として国の仕組みとして、客観的に監視する目的での情報管理があると思います。

日本の場合はありませんが、赤ちゃんポストから子どもがさらわれるというように、子どもの行方が分からなくなるとい

ことがあります。今のところ、生まれた子どもについて、どこで生まれて誰が産んで、どのような人たちが関わってきて、現在どうなっているのかという子どもの成長過程を、国が客観的に把握する必要があると思います。それと、情報を生まれた子ども自身、そして子を産んだ親自身が、長い時を経てそれを知ることができるかという側面の両方があります。この両方を満たすためには、全体的な流れを把握するためには、人が変わっても組織が変わっても、変わらない国が最終的な管理を担うべきだと考えています。ただ、母親や家族がその後どうなったのか、自分がどのように生まれてきたのかということを知りたいという場合には、当時関わった医療機関や福祉サービス機関が把握しておく必要があると思います。

第一の視点から言うと、国がすべての情報を吸い上げてしまえ、ということになります。こちらの方からすると、情報は一番アクセスしやすいところにあつた方がよいということになります。預け入れ先を訪ねたときに、昔担当者がいたんですけれども……ということでは目的としては不十分だと言えます。データを預け入れ先等でも管理しつつ、全体の流れを国でも管理するというように、「ここが」というのではなく目的に応じて複数のところでデータを管理する必要があると思います。

ドイツの内部出産のファイルのように、現物をそこに残したまま、内容を複製してそれを国が管理するという形にするのが良いのではないかと、目的に応じてそれぞれアクセスしやすい、

管理しやすい形で整理するのが良いと思います。担当組織が活動を停止しても、データ自体はバックアップできるような形も必要だと思っています。

梅澤…ありがとうございます。それでは続けて、村田先生お願ひします。

村田…確かに、一民間の医療機関が持つておくというのはリスクが大きいのと思います。存続していきけるのかという危険がありますので、国が管理していくのがいいと思います。国が継続的に持つのかという問題があるかもしれませんが、国が管理の責任を持つ主体となるべきだと思います。ただ、養子縁組の手続きのなかで、児童相談所や家庭裁判所が関与する部分があります。そこにも情報が残っていますので、裁判所が資料を廃棄することなどがないように、管理の責任は国が持つというような体制になるべきかなと思います。

梅澤…ありがとうございます。それでは、バウアー先生よろしくお願いします。

バウアー…ドイツの状況を踏まえて回答しますと、先ほど紹介しましたように、出自に関する情報は連邦家族省の管轄下にある連邦局に保管されます。閲覧するときには、養子縁組幹旋機

関が子どもに寄り添って、閲覧した後どうするのか等をサポートします。

なぜ連邦局が出自証明書を保管する業務を担うのか、というところなのですが、出自を知る権利が重要な基本権である位置づけられているので、国が責任を持つて保障すべきだという考え方が背景にあるのではないかと思います。

個人的には、どこで管理するのかというのも大事だと思いますが、それよりも、ケースバイケースで、医療機関と女性との協議によって記録される情報の内容や開示のタイミング等が決定されるようなことにならないように、ルール化して統一することが大切なのではないかと思っています。

梅澤…ありがとうございます。管理情報へのアクセスに関する話も出てきましたが、管理の主体について、当事者としてどのように思われるのか、宮津さんからご意見をいただきたいと思っています。

宮津…情報管理の主体をどこが担うべきか、というのは考えにくい問いではありますが、床谷先生・村田先生がおっしゃったように、公的機関や国が主導的に情報管理をしていくというのは必要だと当事者としても思います。

ゆりかごの当事者ではないのですが、養子縁組の当事者の方と話したときに、せっかく情報があるというのが分かったのに、

情報を持っていた養子縁組あっせん団体が無くなっている結局分からなかった悲しい思いをしたという気持ちを聞きました。

ゆりかこの場合も、慈恵病院や熊本市が情報を持っていると思うのですが、子どもにすぐに伝えられるものではないので、子どもが成長するまでの一定期間継続させていくためには、継続性と安定性のある公的機関、国あたりが情報を管理していく必要があると考えています。

梅澤…ありがとうございます。目的に応じた段階的な情報の管理、管理主体というような話が出てきましたが、もう一歩踏み込んで、今度は、管理される情報の範囲・内容について、宮津さんから、当事者の立場として、特にどういったものを管理してほしいか等を教えていただきたいと思います。

宮津…はい。管理される情報として、子どもたちのケースによって情報も違うし、残っている情報も異なるため、一括りにお話しするのは難しいですが、当事者としては、出自が大事だということから、些細なことでも残してもらおう、担保してもらおうことが必要だと思っています。スライドにも映してもらっていますが（資料九頁目の写真）、預け入れた人の身元を特定できるものだけではなく、当事者自身の情報であったり、子どもの生履歴等が分かる写真一枚でも、エピソード一つでも、全てを管理するのは大変かもしれませんが、できるだけ残していくべ

きだと思っています。

梅澤…ありがとうございます。それでは、ドイツの実態について、パウアー先生教えていただけますか。

パウアー…はい。先ほどスライド一三でご紹介したように、ドイツでは、狭い意味での出自を知る権利のための情報が出自証明書において記録されています。その情報は、産みの母の氏名・生年月日・住所のみですが、それとはまた別に、女性の同意が得られた場合に養子縁組斡旋機関がさまざまな情報を把握することになります。ただ、養子縁組斡旋機関が情報を全く把握していない、という内密出産のケースもありますので、出自証明書に記録されている産みの母の氏名・生年月日・住所という情報しかないという場合があるのも事実です。

また、出自証明書の閲覧が十六歳からに定められた理由についてです。実は、立法の過程では、（十四歳からの方がよいのではないか等）閲覧できる年齢について議論がなされていたのですが、結局一六歳にされたのは、養子縁組の場合、子どもは十六歳になれば、養親の同意なしに養子縁組斡旋機関が保管している資料を見ることができるという制度になっているため、内密出産の場合も十六歳からになったと思います。

梅澤…ありがとうございます。村田先生は、フォスタリング機

関の設立時から参画されており、当事者に寄り添う活動をされているかと思いますが、村田先生のお考えとして、どういった情報が管理される必要があるのか、教えていただけませんか。

村田…はい。個人的にこのような情報があつた方がいいという確たるものがあるわけではありませんが、どういう情報を残しておいてほしいか、というのは当事者によって変わりますのではないかと思います。当事者ではないので分かりかねますが、情報は多いほどよいというのがあります。

実際に相談を受けた人の話を紹介したいと思います。自分のルーツを調べたいという相談でした。弁護士は職権で戸籍を取ることができるので、一定の範囲まで調べ、家系図を作りました。その人は三〇近い年齢で、施設を出た方なので、施設を出て十年以上経っていたのですが、探したいという気持ちはずっと持っているのだと感じました。

その人と久しぶりに連絡を取って、どういう情報が知りたかったのかを聞いたところ、自分の小さかった頃の写真が見たい、と言われました。お母さんの話・お父さんの話ではなかったのですよ。自分の赤ちゃん時代の写真や、小さい頃の写真、そういう風に過ごしていたのか、そういうお話が聞きたいとのことでした。

父母のことはどう？と聞いたところ、どんな人かは知りたい

が、別に会いたいというわけではない、ということをお話してくれました。だから、当事者によって残してほしい情報は異なるのではないかと思います。内密出産の仕組みを詰めていくにあたっては、当事者の人たちである出自情報が乏しい人たちに、聞き取りを行ってほしいと思っています。児童相談所にそのようなオーダーを出していて、OBを探し、協力者を集めることが大事だと思っています。外から「こういう情報を残した方がいい」という感じで、知らない者同士が話しているばかりではないかと感じています。

梅澤…ありがとうございます。私も、出自を知る権利について研究していると、当事者は、父親とか母親とか兄弟姉妹のことを知りたいのではないかと考えがちなのですが、やはり当事者にとっては、自分自身に関する情報がとても重要になりますね。先ほどの宮津さんのご報告にもありましたが、事実ではなく、真実の告知が必要で、点を線にしていって、積み上げていくという作業をしていくときには、自分がどのような状況で生まれ、どのように育ってきたのが分かる写真や物が、一つでも多く残されていることが重要なのではないかと理解しました。ただ、ガイドライン等を作っていくとなると、残していく情報というのは絞り込まれていくのではないかと思います。実際に当事者と関わる方々には、できるだけ多くの情報を残していただきたい、特に本人に関するものを多く残していただきたい

いと思いました。

それでは、次に「情報管理の真実性の担保」について、お伺いしたいと思います。匿名出産であれ内密出産であれ、一部の情報を知ることができたとしても、その情報がどこかで途切れてしまう、あるいは真実の情報ではなくなってしまうことがあつては、出自を知る権利を保障するには十分でないと考ええます。そこで、「真実性の担保」という問題を、日本ではどのようになれば良いのかという点について、床谷先生にお話いただければと思います。

床谷…真実性の担保というのは、誰が産んだ・どの子を産んだかということ、間違いなく維持していくことだと思います。現状では「出産する場所」、今のところでは慈恵病院にて内密出産で産まれた、○月○日○時○分に、誰が誰を産んだということは、仮名で記録されます。その『誰(母)』というのは、特定の人しか知らないということですが、慈恵病院では、学生証や保険証とかで本人確認をされているのだと思われまふ。マイナンバーがあれば、より確実なものかもしれません。公的な身分証明書を持っていない、学生証も本主に本人のものなから分らない、顔写真のついていない保険証で本主に本人から分らないということがあるので、本人確認をどこまでするかというのが問題になります。

内密出産は、産む人と自分のことを打ち明ける人との信頼関

係がベースになっています。ドイツ法における内密出産は、信頼に基づく出産なので、そこに疑いが挟まるようになってくると、内密出産制度自体が上手く機能しなくなる、ということになります。そのような意味で、慈恵病院の学生証や保険証での身元確認は、その情報が真実であるということを前提としても、やむを得ないことだと思います。来院した人と身分証の人物が一致しているのかを調べることはできないのですから、戸籍の届出のように、顔写真付きの身分証明書の提出まで求めると、救うべき母子を救えないという本末転倒なことになると思います。真実性の担保というのは、中途だけでも諦めなければいけない段階があると思います。

そして、顔写真で本人確認ができたとしても、その人との連絡が途切れてしまった、あるいは途切れかけてしまったというケースがあるとすれば、それを保護していく仕組みが十分ではないと言えます。キープしようとする、児童相談所の人に対して、その人がどういう人であるのか、その人が内密出産をしたという情報を伝えなければいけなくなり、ウォッチを続けると、特定の人へのみ情報を伝えるという内密出産の本来の意義が崩れてしまいます。そこがすごく難しい問題です。

真実性の担保をし続けることには限界があつて、いつどこで誰が誰を産んだのかという最初の段階の情報は、病院から管理機関に確実に保管しておいて、途切れたとしても、そこに戻れるようなサービス、支援制度といった形で真実性を補うとい

うことしかできないのだと思います。

梅澤…床谷先生ありがとうございます。先ほどのご報告では「信頼に基づく出産」という言葉が出てきましたが、ドイツの実態について、パウアー先生からお願いいたします。

パウアー…管理情報の真实性の担保ですが、ドイツでは公的な身分証明書がないと内密出産にならない、つまり出自証明書を発行することができません。出自証明書は公的な書類なので、身分証明書の期限が切れている場合や、若すぎて身分証明書を持っていない女性の場合、あるいは不法滞在等で有効なパスポートを持っていない場合等は、出自証明書は作ることはできない、ということになります。出自証明書の作成は、資格を持っている妊娠相談所の相談員しかできません。

内密出産に関する立法過程で、相談所が父親に関する情報を把握した場合に、その情報も出自証明書に含めるべきかどうかについての議論もありました。ただ、父であることの事実の確認の仕様がないため、把握したとしても出自証明書には書かない、ということになりました。

女性が内密出産を希望している場合でも、公的な身分証明書がない場合には、残念ながら匿名出産になってしまう、というケースもあるようです。

梅澤…ありがとうございます。先ほど、床谷先生とパウアー先生から真实性の担保についてお話を伺いました。唐突な振りにはなってしまうのですが、村田先生からは何かありますか？

村田…そうですね。改めて難しい問題だと思います。お話を聞きながら考えたことなのですが、母親が自らの情報を伝えるのだけでも、実は嘘をついていましたという場合、後からその情報を訂正するというのを想定していかないのではないかと、そのような事態も考えていかなければならないのではないかと思います。

梅澤…ありがとうございます。急に振ってしまったにも関わらず、ご回答いただきありがとうございます。「信頼に基づく出産」においても、真实性の担保には限界があるということを考えていく必要があるかと思えます。

続いて、最後の論点である「管理情報への具体的なアクセスの仕方」についてです。具体的には、管理情報にアクセスできる人はどういう人か、ということですが、子どもや子どもの保護者になるかと思いますが、その辺りについてどのようにお考えかを、当事者である宮津さんにお伺いしたいと思います。

宮津…はい。管理情報へのアクセス方法等については、管

情報自体が子ども自身に関するもの、子ども以外の親や周辺に関する情報の二つに分けられるのではないかと思います。

子ども自身の情報について、当事者である子ども自身がアクセスできるようにすることはもちろんですが、保護者もアクセスできるようにして良いのではないかと思います。子ども自身に関する情報は真実告知にも関わってくる事柄なので、真実告知をしていく養親や育ての親も、子どもの情報にアクセスできるように、できるだけ早い段階でアクセスできるようにしていく必要があると思います。

産みの親については、身元が明らかになるもの・ならないものの二つに分けた場合、アクセスできる年齢が変わってくるのではないかと思います。産みの親に関する情報については、当事者である子どもだけで、知りたい場合にアクセスできるというので良いのではないかと思います。

アクセスできる年齢については、産みの親に関する情報を自分のものにしていくためには、自分自身のこと、ゆりかごに預け入れられたということを理解して受け止めていないと難しいと思うので、できるだけ早くというわけではなく、ある程度成長した段階が良いと考えています。大体十六歳ぐらいからと言われていますが、私個人としては、もう少し早い小学校から中学校に上がるタイミングでも良いと思っています。小学校を卒業するぐらいになると、ある程度自分自身の考えを持ちはじめますし、私自身も小学校低学年の頃から、ゆりかごに関する

る取材を匿名で受けて、自分自身の意見を伝えてきた背景もあり、自分自身の意見もぶれていないため、そう考えると小学校から中学校に上がるタイミングで、産みの親の情報にアクセスできるようにするのも一つあるのかなと考えております。

梅澤…ありがとうございます。先ほど、宮津さんご自身の体験として、出自を知る権利を行使したい・産みの親を知りたいと考えたときに、育ての親の方たちが寄り添って、一緒に探してくれたり、児童相談所に話を聞きに行ったりしてくれて、非常に心強かったとお話がありました。

小学校六年生・中学生ぐらいで産みの親の情報にアクセスしたいと考えたときに、必ずしも周囲に寄り添ってくれる人がいるわけではないと思います。宮津さんは、そのような場面ではどのような支援が必要だとお考えですか。

宮津…難しい話だと思うのですが、養親さんは子どもに寄り添う形で対応していかないといけないと思っていますし、子どもに告知をしたり、産みの親に関する情報があったりすると、心の変化・心境の変化はあります。大きな山を乗り越えることになりそうですので、養親さんだけではなくて周囲の人の協力も欠かせないと思います。子どもたちにとって、居場所となる拠り所となる存在が必要だと思えます。

告知をされてすぐは、拒絶反応というか、親を信用できなく

なったり、一線を引きたかったりという心理もあると思います。そのようなときに、恵まれている・恵まれていないではなくて、フォスタリング機関のような拠り所となる存在など、養親だけではなく周囲の人が協力していかなければならないと思います。

梅澤：ありがとうございます。宮津さんから当事者のご経験ということでお話しいただきましたが、そのほかにも管理情報にアクセスできる人・年齢等について、お考えを聞いていきたいと思えます。床谷先生、何かございますか。

床谷：情報へのアクセスというところですが、元々、養子縁組における真実に関する情報、というところから、こうした問題が始まっているのですが、日本は普通養子縁組で戸籍上から情報のある程度追うことができるのに対して、欧米の養子縁組は完全養子型で、身元が分らず、誰が血縁上の父であるか母であるかを探すところから始まった、ということになります。情報の内容として、誰が父である母であるというのは核心部分で、出自というのは「どこから産まれたのか」という言葉です。まずはその部分が最も重要視されます。

「誰から産まれたか」の逆は、「誰が産んだか」ということで産んだ側の情報でもあるので、産まれた側から情報を求める一方で、産んだ側としては求められたくないということがありま

す。そのような利害の調整を法がする、ということになります。親側の状況変化と、子ども側の成長の変化を調整するために、一定の期間を置きます。

ドイツでは十六歳、日本の生殖補助医療に関する委員会でも、大体十六歳・十八歳ということで議論されています。このところで必要なのは、本人に関することなのですが、一定期間を置いて、本人が一定の判断をできるようになり、受け手の側も受け止められるよう期間を置いて伝えることです。これは「親が誰か」という同一性情報なのですが、出自を知る権利における「知る情報の範囲」として、親の遺伝子情報というのがあります。父母が誰であるかという情報は伏せられていても良いから、自分が将来どのような病気になる可能性があるのかを知りたいという場合があります。

それからもっと身近な当事者に関するものとして、どのよう

に産まれたのか・どのような子どもであったのかという、親との繋がりを置いても考えられる問題もあるので、そのような問題については、基本的には早い段階から、子ども自身が理解できる段階からアクセスできるようにしていくのが良いのではないかと思います。

このような観点から言うと、宮津さんのお話とそう変わらないと思いますが、同一性といった相手の人に繋がるものについては、子どもが小学生になったら、中学生になったらでは、まだ少し早いかなというのが、法学をやっている人間とし

ての感覚です。基準としては成年、その下であれば十六歳、もう一つ下であれば十五歳といったところが基点になるのではないかと思います。

梅澤…ありがとうございます。それでは、パネラーによる意見交換は一旦閉じまして、フロアからの質疑応答の時間に移りたいと思います。

村田…すみません。今の問題について少しお話ししてもよろしいでしょうか。先ほどお話しした実例の方、私にルーツを尋ねてきた方にもお話を伺ったのですが、幼稚園時代は、自分に親がいる、いないという認識は無かったそうです。小学校に上がって周りを見渡したときに、親がいるということを確認したそうです。そして、中学生になって親がどのような人なのか関心を持つようになったのですが、教えてもらえず何も分らなかつた。詳しい話を聞いたのは、成人してからだったそうです。成人して、いきなり大量の情報を知らされたことがきっかけとおっしゃっていました。もっと早い段階から少しずつ教えて欲しかったとお話しされました。

情報によって、幼い頃から知っていて良い情報と、成長過程で知っていく方が良い情報等があると思います。その仕組みをどう作っていくかは難しいと思うのですが、当事者の声を聞く

と、この年齢でこのぐらい、というような開示の仕方もあるのではないかと思います。

宮津…すみません、一点だけ。先ほどのアクセスできる年齢についてですが、小学校から中学校といったのには一つ理由がありまして、中学生ぐらいに迎える思春期など、日常生活のなかで不安を抱えたり心が揺れたりする時期に突入する、ということです。私自身も生い立ちを公表してから、実際にゆりかご当事者の方や養親さんと接する機会がありました。

僕の次ぐらいの子たちは、ちょうど思春期を迎える頃で、中学生・高校生なのですが、やはり養親さんは告知ができない、思春期だと心が不安定で、更には心が乱れて、自分たちのもとを離れるかもしれないということでした。そうすると、引き延ばし引き延ばしになって、二〇歳になったとき、結婚したときになります。先ほど村田先生のお話にもあったように、衝撃があつて、今まで自分が思ってきたものは何だったのだろう、今まで教えてもらってきたことは何だったのだろう、というように傷つき方が大きいのではないかと思います。だからこそ、早めに告知をすべきだと思つていますし、告知は子どものためだけではなくて、養親さんのためでもあると思つています。

一番悩まれているのは養親さん自身です。子どもは普通に楽しく育っているけれども、養親さんの負担を軽くするという意味でも、告知はできるだけ早い段階で、段階的に行う必要があ

ると思います。

梅澤…ありがとうございます。実務に携わっていらつしやる方や当事者の方から、段階的な告知の必要性と情報へのアクセスを認めることの必要性をお話いただきました。早期に告知をすると、親の方も告知馴れをしていくというか、説明の仕方が上手になるということを聞いています。また、子どもの方も何度も聞くことによって、より深く受け止められるということも聞いたことがあります。そういったことを、養子縁組や里親支援に携わる方々から伺ったことを思い出しました。

それでは、時間が参りましたので、フロアからの質疑応答に移りたいと思います。どなたからでも問題ありませんので、もしご質問がある方は、大変申し訳ありませんが、ご所属とお名前をお伝えいただければと思います。このシンポジウムの内容は、後日『熊本法学』に掲載させていただきますが、その際には、ご質問された方のお名前やご所属等は匿名とさせていただきますので、どうぞ遠慮なくご質問いただければと思います。それでは、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。どなたからでも、どのような内容でも結構です。

A…法学部のAです。ゆりかごが熊本にしかない現状で、県外から熊本に預けにくるという話を聞いたことがあるのですが、熊本以外にゆりかごをつくるという話は進んでいるのでしょうか。も

し進んでいるのならばその現状を教えてください。

村田…報道レベルの話になりますが、東京と北海道で動きがあります。東京では、医療法人社団モルゲンロートが赤ちゃんポストや内密出産をやるうという構想を打ち出していて、来秋開業予定で準備を進めているという記事を読みました。

北海道のケースは任意の団体で、公認心理士が自宅で自称赤ちゃんポストをつくって、運営を開始しようです。北海道は医療機関との連携がないため、自粛を要請していたようですが、その動きを止めていません。今年、二名の乳児を対面で受け入れたようです。今のところ、具体的なものはこの二つになります。

A…ありがとうございます。

梅澤…ありがとうございます。他に何か、どんな観点からでも問題ありませんので、ご質問があれば是非。

B…本日は貴重なお話ありがとうございます。Bと申します。よろしく願っています。質問が二つほどありまして、まず一つは今日お話を聞きまして、情報管理の大切さやアクセスのしやすさが求められるということが分かったのですが、国が一貫して管理するのが理想とおっしゃっていたのですが、最近で

はマイナンバーカードの管理が甘かったり、課題が非常に多いと思います。しかも、子どもの非常に繊細な部分を国が管理するのは理想だと思いますが、実現に向けてどういった仕組みづくりをするべきなのか、可能なのか疑問に思います。

また、宮津さんのお話の中で、自分の出自を探す旅に出たとき、兎相に掛け合ってお話を聞いたとのことですが、実際に兎相に聞いて思うような情報を得られたのかを教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

梅澤…ありがとうございます。それでは一点目は床谷先生にご回答いただき、二点目は宮津さんにご回答いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

床谷…これまでの話の中にもありましたように、どんな情報を管理するのかと、どこが管理するのかというのは私の中では関わりがあるので、国が管理するのに得意な分野としては、同一性の担保が挙げられます。誰がどこで誰を産んだか、誰がどこで生まれたかという戸籍で書かれているような内容を管理するのが国の得意な分野です。

ドイツの出自証明書で書かれているのは、そのような内容で、フランスの場合も同様ですが、同一性については、最低限度国が管理して、間違いないように保管するというふうになっています。それ以外の周辺、背景事情については、当事者が任意

に残すものを、当事者同士の交渉で保管したり、開示したりするというやり方を、ドイツやフランスも採っています。ただし、情報の周辺開示についても、国の組織が関わるということがあります。フランスの場合は、県に所属するような組織ですけれども、ドイツの場合も、内密出産相談所が支えたり、養子縁組あっせん所やユース・アムト（少年局）が中心となって支えたりという状態になります。

日本では、マイナンバー制度についても、一挙に進めようとしたことで歪みが出てきたといえますが、内密出産やゆりかご、生殖補助医療で生まれたお子さんの出自情報の管理については、国が最小限度やり、周辺情報については、関わった人たちがバックアップするような体制で保管する。周辺情報を持っているところが破綻するという事態に備えて、都道府県や国が支援するというような二重三重の構造が必要なのではないかと思ひます。

梅澤…ありがとうございます。それでは宮津さん、お願ひします。

宮津…出自情報に関しては、先ほど故郷を訪ねる旅についてお話しさせて頂いたのですが、時系列で話しますと、小さい頃から社会調査などをしてもらっていて、その延長線上で何か一つでも分かることがないか、分かることがあれば逐一教えてくだ

さいということ、兎相と連絡を取ってお願いをしていました。小学二年生のときに、母が亡くなったという感じが故郷を訪ねる旅に出で、墓参りをしました。お墓の場所は分かったのですが、母の写真も元々持っていないで、想像でどんなお母さんだったのかなと想像を膨らませながら行きました。その年の冬に、写真が見つかりましたという連絡が兎相からあって、写真やその時の情報をもたらしたという形になります。出自の大半は、兎相の方が一生懸命探してくださったものになります。

梅澤…ありがとうございます。もう一方どうぞ。

C…貴重なお話ありがとうございます。法学部のCと申します。単純な質問なのですが、私に何かできることはあるのかなと思いました。お話を聞いていて、問題を解決して行くためには、当事者の方はもちろん、身の回りの関係者の方や法律・福祉の専門家の方が解決できる問題なのかなと思っています。そうではない第三者の私が、問題を解決するために、何かできることはないかと思つて質問しました。よろしくお願いします。

梅澤…ありがとうございます。特にどなたに、というのはありませんか。

C…当事者の宮津さんからお話を伺いたいです。

梅澤…それでは、宮津さんお願いします。

宮津…はい。ありがとうございます。やはり、ゆりかごに関わる人たちである当事者が考えるべき問題ではありますが、それだけではなくて、ゆりかごができた時に必要・不必要という色んな意見があつて、ゆりかごについて話をするのが難しいという状況がありました。

私自身も生い立ちを公表するときに、社会は受け入れてくれるだろうか、理解してくれるだろうかという気持ちがありました。

そのため、まずは皆さんがゆりかごや色々なことについて、他人事としてではなくて、自分も関わっている、もしかしたら皆さんの身の回りにゆりかごに預け入れられた子どもがいるかもしれないし、残念ながら家庭で過ごすことができない子どもたちがいることが可能性があります。ゆりかごの場合、必要・不必要というのは一度抜きにして、まずは自分事として捉えて、そういう子どもたちがのびのび暮らせるような社会の雰囲気を作り、協力や理解をすることが第一歩なのかなと思います。そうすることで、子どもたちも生きやすく、発信しやすい社会になるのではないかと思います。

C・・ありがとうございます。

梅澤・・ありがとうございます。宮津さんは、子ども食堂などの活動も熱心に行われているとお聞きしていますが、先ほどのお話につながってくるのだらうと思いつながら聞いておりました。先ほどのご質問について、パネラーの先生からご意見等があれはいいかがでしょうか。

村田・・はい。質問者の方がずっと私を見つめておられるので私に求められていると思ひ発言します。質問者の方にはどうぞその調子で、こういう問題に興味を持って、シンポジウムに参加したり宮津さんの子ども食堂を手伝ってみたり、どしどし動いて、周りを巻き込んでもらいたいと思います。

そして、この話を色んな友達やお家に帰ってして、みんなに関心を持ってもらいたいです。社会的養護（社会で子どもを育てる）という気持ちの根付かせていってほしいです。

彼女はうちにインターンに来たときに、ゆりかごを見に行つて、ゆりかごの扉の内側まで行きました。彼女は非常に積極的な学生なんですけれども、その調子で頑張ってください。

梅澤・・ありがとうございます。まだもう少し時間がありますので、もう一方二方、いかがでしょうか。

D・・Dと申します。パウアー先生にお伺いしたいのですが、今回いただいた資料の十七ページで、子どもが十五歳になったときに、内密出産をした女性が情報開示の拒否を申し立てることができるところです。実際にドイツは二〇一四年から内密出産という制度を導入しているため、実際の例というのがまだないと思うのですが、女性と子どもの利益を比較考量するという点で、ここは考え方の枠組みが比較考量するところと留まっているのか、それとも研究者の中では、お母さんが既に他の家庭を築いている場合は情報開示しない方が良く、というような具体的な考え方まで到達しているのか、というところをお伺いしたいです。

パウアー・・ご質問ありがとうございます。おっしゃるよう二〇一四年五月から開始したシステムなので、子どもの閲覧に對する異議申立てがされるとしたら、二〇二九年・二〇三〇年以降になります。手続きとしては、産みの母から閲覧権に對して異議申立てがあつて、それでも子どもが閲覧したいといった場合には、家庭裁判所で判断されることとなります。女性が匿名でいなければならぬ事情と、子どもの出自を知る権利のどちらが重要になるのかという判断になるかと思ひます。立法の過程でもいろいろな法学者の議論があつて、私が読んだ資料では、よっぽどのがないことと閲覧拒否をすることができない、命に関わる（産んだことがバレると殺されるといふような）事

情がなければ、子どもの出自を知る権利の方が重要視されるのではないか、という見解でした。

ただ、具体的な手続きに関する問題は今後とも出てくるかと思えます。例えば、閲覧権に対して異議申立てをした産みの母はそのまま匿名でいたいため、裁判所に行きづらいついという事情があると考えられます。その場合に代理人を通して異議申立てをした場合、裁判としては申立内容の真偽や、本当に産みの母本人の意思なのか、第三者に圧力をかけられていないか等の確認に関する問題が生じる可能性があります。私は法学の専門家ではないので、十分理解しているわけではないのですが、これらの上の細かい問題についての専門的な議論がドイツでは既に行われています。

床谷：基本的にはパウアー先生のお話した通りで、私のスライド二十ページにも少し書いています。日本の家庭裁判所とは異なるのですが、ドイツにも家庭裁判所という制度があって、家庭裁判所の担当者は、それなりのキャリアを経て裁判官になっています。個人的なカウンセリングを受けて、子どもの監護権の問題・面会交流に関する問題を扱うときに、子どもの心理や養育についての精神的な科学的知見を裁判官自身が学び、それをベースにして、子どもについての利害を判断します。

パウアー先生もおっしゃっていたように、子どもの出自を知る権利というのは憲法で保障されている、というのがドイツ法

での考え方ですので、基本的には、よほどのことがない限りは、その権利を保障することになります。母親に関しては、生命権にまで至る場合については、子どもの人格権に対応するものとして成り立つけれども、そうでない場合にはある程度受忍せよ、ということと判断されるのだろうと思います。

内密出産制度が開始して十年近く経ちますが、五、六年すればそのような事例が出てくるので、もう少し法学者としての分析ができるのではないかと思います。現状これまでのドイツの家庭裁判所の裁判官の人たちと話したり、実務を見たりしていると、そういうふうに思います。

E：法学部のEです。私の中でも質問が明確でないので、少し分かりづらいかもしれませんが、ゼミで内密出産についての本を読んだ際に、内密出産は生命や身体を保護して、出自を知る権利が子どもの権利としてあって、母親は予期しない妊娠等の事情があって、内密出産をしたいという希望があって、その権利を比べると、議論をしていくにつれて、本当の目的は子を手けることであるという意見が強くなってしまつて、どうしても母親が批判の対象にされやすくなるという実情があるという風に思っています。特に、日本はそのような感覚が強いと感じていて、一つめの質問としては、今のドイツでは内密出産が国の制度としてあって、国が費用負担をしているとのことでしたが、ドイツ内での空気感はどうなのかなのか、国が費用を全額

負担しているということに対してどのような意見があるのかを知りたいです。

二つめの質問としては、日本はどうすべきかということなのですが、今の内密出産の費用を誰が負担しているのか、国が負担していくのか、そのときには批判が強くなると思うので、どのような対応をすべきなのか、先生方の意見を伺えたらと思います。

梅澤…ありがとうございます。それでは、一点目のドイツの内密出産等に対する一般市民の評価について、パウアー先生いかがでしょうか。

パウアー…質問ありがとうございます。先ほど少しご紹介しましたけれども、特にベビークラッペ等ができた二〇〇〇年代には、かなり感情的で激しい議論がありました。内密出産制度が定着してきたのもあって、現在では全体的にだいぶ落ち着いています。費用負担についても、批判的な意見はあまり聞きません。費用的な負担よりも大変なのは、相談所のスタッフが研修を受けないといけない上に、稀にしか起こらない内密出産の複雑な手続きについて全て把握していなければならぬということです。定期的に知識と関連機関との間の連携をリフレッシュしなければいけませんので、担当者の方々から話を聞きますと、それは一定の負担となっております。

梅澤…よろしいでしょうか。それでは、二点目の日本はどうするべきか、日本はどのように費用の問題等々を解決していくべきか、という点について、床谷先生よろしくお願いいたします。

床谷…私のスライドの最後で、内密出産の今後の展望として書いているのですが、現在の内密出産に伴う費用は、慈善病院が自己負担、自己犠牲を強いられる状況だと聞いています。件数が少ないので、今のところ耐えられる負担なのかなと思いますが、ドイツの場合も一月あたり九十件という数なので、費用を国が負担することは可能だと思います。そもそも、ドイツの場合は、通常の出産の費用を国が負担するという制度になっていて、フランスもそうですが、出産に対する国のお金の出し方が全く違います。日本の場合には、保険適用しませうかという議論が始まった段階です。保険適用となると身元を明かさなければならぬので、内密出産とは折り合いの悪いやり方になってしまいます。

日本での出産費用を全て無料にするという、異次元のやり方を追求するのであれば、ここまでしなければならぬという気がするのですが、財源をどうするという話になってしまうので、政治としてもなかなか打ち出せないと考えています。ただ、そのようなことは、内密出産を社会がどこまで認めるか、あって良いものだと考えるのであれば、行政の負担、当事者の

負担、国の負担を分ける。多くの公的保険で半分を国がもち、その半分を都道府県がもち、最後を企業がもち、さらに本人がもつというように費用分担をしているので、内密出産に関わるものについても、そういう形で負担を分散しながらやっていく、そして熊本だけではなく、全国に作るとすれば、その数だけ費用が増えるということですので、設計図をきちんと書いていく必要があるのではないかと思っております。

梅澤…ありがとうございます。それでは、時間が少し超過しておりますので、本日はこれでシンポジウムを閉じさせていただきますと思います。最後に、ご登壇いただきました四名のパネリストの先生方に盛大な拍手をいただければと思います。本日はどうもありがとうございます。

【報告資料①】

このとりのゆりかごと内密出産
～その展開と展望～

床谷文雄（奈良大学文学部文化財学科 教授）
mailto:tokotanif@daibutsu.nara-u.ac.jp

熊本大学大学院人文社会科学研究所主催シンポジウム
「内密出産の現状と課題—子どもの出自を知る権利を中心に」
2023年6月17日（土）

1

目 次

- はじめに～思いがけない妊娠により苦境に陥った母と子
1. 最後の抛り所：「このとりのゆりかごと」と「内密出産」
 2. 内密出産の展開
 3. 厚生労働省・法務省の「内密出産」ガイドライン
 4. ドイツの内密出産(confidential birth)
 5. フランスの匿名出産(anonymous birth)
 6. 内密出産の法的問題
- おわりに～内密出産の展望

2

思いがけない妊娠により苦境に陥った母と子の選択

- 産まないという選択（人工妊娠中絶）
密かに出産したのち、子捨て（公衆トイレ、コインロッカー）、子殺し
- ひそかに子を他人に託する
他人の子にしてしまう（虚偽嫡出子出生届〜薬の上からの養子）
安全な受入場所に託す（赤ちゃんポスト、Babyklappe、Safe Haven）
身元を秘匿して病院等で出産し託す（匿名出産、内密出産）
- 出生届出後に正規の特別養子縁組
児童相談所・養子縁組あっせん所（機関）の支援（妊娠中からの支援も含む）
- 安心・安全な妊娠継続と出産、支援を受けて自身で子を育てる
妊婦健診・カウンセリングサービス等、産後の母子の生活支援

3

赤ちゃんを他人に託す手段

▶ ベビークラッペ（Babyklappe）、赤ちゃんポスト

ハンブルクの福祉団体シュテルニ・パークが2000年4月に設置した赤ちゃん受入設備 Babywiege, Babytür, Babyfenster, Babynest, Lebenspforte, etc. baby box, baby window, baby-hatch, 日本のマスコミ等は「赤ちゃんポスト」を使用するが、慈恵病院はこのことばに批判的。中世欧州修道院等での回転台・回転籠の現代的再生

▶ 匿名出産

妊産婦が氏名を明かさずに病院等で医療支援を受け出産する形態。フランスでは法制化され匿名が担保されている。ドイツでも行われているが、法制化はされていない

▶ 内密出産

特定の人物にのみ身元を明らかにして病院等で医療支援を受け出産する。ドイツで法制化された出産形態（Vertrauliche Geburt）の和訳として使用。confidential birth

▶ 匿名引渡し

自宅等で出産した新生児を病院等の特定施設に直接手渡し託す。アメリカ各州にある safe haven laws（赤ちゃん避難所法：消防署・警察署などで新生児を受入）

4

1. 最後の抛り所： 「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

- ◆思いがけない（望まない）妊娠をした妊婦が、中絶・嬰兒殺・遺棄ではなく、安全な場所に託す方途を提供する方が問題は少ないという考えでドイツ(Babyklappe, baby box)を始め欧米では2000年前後からボックス型赤ちゃん受入設備の設置が広がった
- ◆ハンブルクの実験をモデルとして医療法人聖粒会慈恵病院（熊本市）が危機的妊娠・孤立出産に苦しむ妊産婦の保護の方策として、相談部門（いつでも）と預入部門から成る『こうのとりのゆりかご』事業を運営（2007年5月運用開始から16年間で170人受入）

5

1. 最後の抛り所：「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

慈恵病院における「こうのとりのゆりかご」事業

(1) 取組の動機、ねらいは何か

思いがけない妊娠・出産した子どもを受け入れ養育することができない母と子の救済人目に付かない場所への遺棄や子捨てを防ぎ、安全に預け入れられる場所の提供

(2) 「こうのとりのゆりかご」に託された子どもの保護の流れ

医師による健康チェック、警察への棄児発見申告、市児童相談所への要保護児童通告、一時保護措置、社会調査、預入者への接触の試み・調査で8割は身元判明

特別養子縁組による家庭養育に移される児童が多い（慈恵病院は民間養子縁組あっせん法に基づく認可された民間養子あっせん機関）

6

1. 最後の投げ所：「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

(3) 実績

熊本県検証会議による定期的な実績の検証、問題点の洗い出しを踏まえて改善

2007年5月から16年間で170人の預け入れ（07年度17人、08年度25人、09年度15人、10年度18人、その後減少、21年度は2人、22年度は9人）

預け入れ後の養育（特別養子縁組、里親委託、施設委託、身元判明後に家庭引き取り（判明した中で2割強）

(4) 「こうのとりのゆりかご」に対して投げかけられる問題点

かえて自宅出産・孤立出産・危険な妊婦の遠距離移動へ向かわせるおそれがある

母と子の出産前後のケア（医療、社会的支援）が不十分である

子の出自を知る権利の侵害になる

7

1. 最後の投げ所：「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

◆ドイツ：子どもの出自を知る権利の保障の観点からのBabyklappe批判を受け（2009年ドイツ倫理審議会見解）、新たな仕組み「内密出産」（Vertrauliche Geburt, confidential birth）が法制化された（2013年成立、2014年5月施行）（⇒パウアー報告）

◆慈恵病院はドイツをモデルとしつつ独自の新しい母子救済の仕組みとして、2019年12月に内密出産の受入を表明。2021年12月に1例目の内密出産、以降2023年3月末までに9例が公表されている

8

1. 最後の抛り所：「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

慈恵病院における「内密出産」の取組

(1) 取組のねらい

危険な自宅等（車中を含む）での出産、孤立出産の回避
事前相談なしでも飛び込める駆込み（未受診妊婦）も受け入れる
子の出自を知る権利の最低限の保障

(2) 「内密出産」の構図

慈恵病院の職員1人（新生児相談室長）にだけ身元を明かす
他の職員・医師は匿名のまま対応する
子の戸籍の取得を行政（国、市区）に働きかける

9

1. 最後の抛り所：「こうのとりのゆりかご」と「内密出産」

(3) 実績

2022年10月までに7人、2023年3月までに9人
一人について熊本市西区長の職権による戸籍編製

(4) こうのとりのゆりかご（預け入れ）と「内密出産」の相違と残る問題

母親の身元の確認方法（学生証等の身分証明書による⇒真実性、継続性の担保）
個人的接触の継続（メール？）

匿名での出産のリスク（帝王切開、多胎児）の認識
出産前後の母子のケア

子の出自を知る権利（手紙等のつながりを残す⇒出自についての疑問解決の細い糸）

10

2. 内密出産の展開

- ◆2020年7月 法務省回答「戸籍事務の取扱いについては、仮定の事実に基づく照会について戸籍法の解釈や取扱いを回答することは困難」
厚労省回答「法令に直ちに違反するものではない」
- ◆熊本市 慈恵病院に対し、法令に抵触する可能性を否定することは困難と指摘して、内密出産の実施を控えるように要請
- ◆2021年10月 内密出産希望の女性を保護。11月に出産したが翻意
- ◆2021年12月 慈恵病院の内密出産手続による初の出産
- ◆2022年5月 出生地の熊本市西区長による職権記載で戸籍を編製
- ◆2022年9月 厚生労働省・法務省が法務局、都道府県・市（区）町村など関係機関に内密出産に関する指針（ガイドライン）を通知「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」これまで熊本市から受けた照会等に対し個別に回答した事項や、現行制度下における対応等を改めて整理したもの

11

2. 内密出産の展開

- ◆「内密出産」は、身元情報を一切秘匿し得る「匿名出産」(anonymous birth)ではなく、一部（特定）の担当者にのみ氏名等を明かした上で、病院（医療機関）で出産するもの。身元情報は一定期間、特定部署で秘匿されるが将来の子への開示を想定する。慈恵病院の当初案では児童相談所による情報管理を構想したが、現状では新生児相談室長が管理者
- ◆病院は、妊婦に身元情報を明らかにするように説明・説得を尽くす。それでも応じない場合は、最終手段として内密出産を提案する。新生児相談室長にも身元情報を明らかにしないときは、匿名出産を行う
- ◆診療録は仮名で作成する。検診・出産費用は病院が負担する
- ◆母の名を空欄にして医師から出生届をすることを検討したが公正証書原本不実記載の虞
- ◆違法性が払拭しきれず、内密出産実施につき熊本市から法務省に照会
特別養子縁組の可能性（母の同意要件の充足）についても照会
子の出自を知る権利、児童福祉法、児童虐待防止法、医師法、医療法上の問題につき厚労省に照会（2020年2月）

12

3. 厚労省・法務省「内密出産」ガイドライン

◆医療機関

- ・「内密出産」希望の母親に対し通常の出産の利点等を説明し説得する。行政機関の立会いが望ましい。受入を決めた場合には都道府県等と事前に情報を共有する
- ・母親の身元情報を管理する規程を作成し運用する。身元情報の保管管理は永年とする
- ・管理者、子への出自情報の開示等について規定する
- ・妊婦につき、仮名での診療録（カルテ）等の作成
- ・要保護児童の出生につき児童相談所に通告し、戸籍作成（職権記載）に必要な情報を提供する

◆都道府県

- ・市区町村長・児童相談所と情報を共有する
- ・医療機関での対応に違法性がないか確認する

13

3. 厚労省・法務省「内密出産」ガイドライン

◆児童相談所

- ・戸籍作成に必要な情報を市区町村に提供する
- ・子どもの一時保護（児相長による親権の行使）、特別養子縁組（民法817条の6ただし書適用の可能性）の活用等により子の最善の利益が図られるように適切に実施する
- ・子が将来出自を知りたいと考えたときに出自を知るための手続がとれるように施設・里親等に対し、出自を知る権利及び当該権利に基づく身元情報の開示方法、時期等を説明する

◆市区町村

- ・身元を明らかにしない（内密出産を希望する）妊婦に母子手帳を交付する
- ・内密出産で生れた子の母の欄を空欄とした戸籍を職権で（戸籍法44条3項）作成する
- ・戸籍作成後に母からその氏名を記載して出生届が提出された場合、上記戸籍を消除此出生届に基づく戸籍を作成
- ・医療機関等に対し母が利用可能な施設、サービス等について情報提供。母子に対する支援に関する児童相談所との連携

14

3. 厚労省・法務省「内密出産」ガイドライン

◆子どもの出自を知る権利について

・本通知でいう「身元情報」とは、基本的には氏名、住所、生年月日をいうものである。ただし、妊婦が当該情報を提供することに同意した場合には、これらの情報に加えて、運転免許証等の公的身分証の写しや、本籍地、血液型、職業、健康状態・既往歴等の情報についても、医療機関内で管理することが望ましい

・医療機関は「内密出産」を希望する妊婦に対し、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点等について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝える

15

3. 厚労省・法務省「内密出産」ガイドライン

子どもへの手紙や希望する子どもの名前、おもちゃ、物品その他子どもに託す物についても、医療機関等で管理することが可能な旨を説明し、母から提供があった場合には当該提供物について医療機関等で適切に管理し、子どもに引き継がれるようにする

医療機関内で身元情報を管理できなくなった場合には、所管行政庁とも相談の上で他の医療機関等に引き継ぐ可能性があることを説明しておく
⇒妊婦に生命の危険が生じた場合には、身元秘匿ができない可能性がある

16

4. ドイツの内密出産

匿名による出産と出生の届出

- ◆母は仮名で出産することを認められる
- ◆出産前後の費用は国が負担する
- ◆病院等から妊娠相談所に対して、出産した日時等の事実を通知
- ◆妊娠相談所から養子縁組あっせん所へ通知
- ◆出生の届出は、出生から1週間以内にする
- ◆内密出産の子の場合は仮名で出生登録をすることができる
- ◆届出義務者は親権（配慮権）者である父母の一方または病院等の施設長等
- ◆身分登録所は、子の名と母の仮名を連邦家族市民社会問題庁へ通知
- ◆連邦庁は、相談所から送付された出自証明書の封筒の表に、身分登録所から通知された子の名前を記載

17

4. ドイツの内密出産

少年局との連携（官庁後見）による子の保護・養子縁組

- ◆妊娠相談所から、少年局（Jugendamt）に対して、内密出産を希望する妊婦の仮名、出産予定日、病院等について通知する
 - ◆少年局による官庁後見が行われる
 - ◆匿名を望む場合は、母の親権（配慮権）は停止する
 - ◆養子縁組のあっせん・成立につとめる
- 内密出産の親は、養子法の適用上、長期行方不明者として取り扱われ同意は不要

18

4. ドイツの内密出産

子の出自を知る権利

- ◆ドイツ連邦憲法裁判所1988年1月18日決定：出自を知る権利は基本法を基礎とする一般的人格権として認められる
→匿名出産の制度化は、自己の出自を知る権利を法律が積極的に制約することになるため認められないという批判が強かった
- ◆内密出産制度：出自を知る権利と出生の際における母の自己のアイデンティティ秘匿の権利の両立をめざす
- ◆16歳以上の子に母の身元情報（出自証明書）の開示を認める
- ◆16年の時を経て母が自己の情報を子に開示することに反対するときは、家庭裁判所が母と子の利益衡量をして判断 →家裁の裁判官は、極めて難しい判断を迫られる
- ◆内密出産制度は要保護母子の支援者（専門機関）との信頼関係を基礎とし、専門家による助言・カウンセリングの効果を期待するもの
※母子の生命・健康の尊重を第一に考え、その下で、母の匿名性を保持することにおける利益と子の出自を知る権利を調和させようとする試み

19

4. ドイツの内密出産

子の出自を知る権利

- ◆16歳になった子が母の出自証明書の閲覧請求をすることができる
⇒その前提としての真実告知についての助言・支援
- ◆子が15歳になった後、子が出自証明書を閲覧することを望まない母は相談所に対して、反対の意思を表示することができる
- ◆妊娠相談所は子の閲覧権（裁判所に訴えることができること）などについて助言する
※母がなお反対するとき：
 - ・母は、妊娠相談所に対し母に代わって訴訟を担当する者を伝える
 - ・妊娠相談所は、連邦庁にその旨を通知する
 - ・連邦庁が子の閲覧を拒否したことを受けて、子は家庭裁判所に閲覧の申立てをする
 - ・家庭裁判所は、秘密を守ることに母の利益（閲覧によって母の身体・生命・健康・人格の自由・その他保護に値する利益を害するおそれ）と子の利益（子の出自を知る権利）を衡量して、閲覧の可否を判断する

20

5. フランスの匿名出産

フランスの匿名出産 (accouchement sous X)
 フランスの匿名出産制度はフランス革命の頃から認められている。全国的に存在していた「回転籠」によるベビーの受入が20世紀初頭に禁止され、他方で、カトリック国で1975年まで、人工妊娠中絶が認められていなかったため、医療機関における匿名での出産が拡充されていった。①医療施設での出産、②身分関係の成立の制限、③母の身元等情報の国家管理

匿名での医療・出産の保障

誰にでもアクセス可能な周産期医療制度の整備

- ・1941年法：全ての女性は、公的医療施設において、分娩前後の期間、身元を明らかにすることなく無料で医療を受けられる
- ・1986年社会扶助・家族法典：身元の守秘を要求した女性の入院分娩費用は、医療機関所在地の児童社会扶助機関が引き受ける。身元の調査をしない

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング『平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書』参照)
 年間600~700件

21

5. フランスの匿名出産

母の意思（同意）による情報の開示

出産後、女性が子どもについて適切な選択をするためのカウンセリング制度
 実母は、子どもが後に出自を知りたいと希望するときのために、出自に関する情報（生物学上の父母に関する情報、生まれた時の状況等）を残しておくことができる
 子どもの権利条約の影響もあり1990年代から子の「出自を知る権利」の主張が広がる

- ・2002年法：母の身元情報の国の機関による保管と調整を可能とする法律「養子及び国家被後見子の出自へのアクセスに関する法律」
- 個人の出自へのアクセスに関する国家諮問委員会（CNAOP）が創設された
 封筒に入れて残された母の身元情報は、子によるCNAOPに対する情報開示請求の対象となる
- ・欧州人権条約抵触の疑い（2003年欧州人権裁判所判決でかろうじて違反しないとの判断）

CNAOPは、子からの出自に関する情報へのアクセス請求、実父母による自分の身元の秘密を解除することを許可する宣言、実父母の尊属・卑属等親族が行う身元の宣言、子が実父母を探しているかどうかを調べる実父母による請求等を受理する

22

6. 内密出産の法的問題

法律上の母子関係の成否と出生登録のあり方

- ◆ドイツ民法1591条（1997年改正）「分娩した女性を子の母とする。」
→分娩により当然に母として子を保護する義務を負うべきところ、新法はこれを回避し、匿名のかたちでの出産に医療的保護とともに法的安定性を与えた
- ◆フランス民法の母子関係成立における認知主義の役割
- ◆日本法は、法文上はフランス民法と同じ認知主義だが判例による分娩主義を採用
- ◆ドイツのベビークラブに託された子は「身元不明の子」として行政官庁が命名し、出生登録する。内密出産の子は母の氏名を空白のまま子の出生を登録する
- ◆日本法上、母不明で届出のない子として単独戸籍を編製する（職権記載手続）

23

6. 内密出産の法的問題

児童福祉と養子縁組法との関連

- ◆ドイツ法では、8週間の間、新生児に関して父母の養子縁組同意ができないため、その間は里親あるいは託児所で預かり、少年局による後見の保護の下で、養子縁組のあっせんが行われる（ドイツの未成年養子は完全養子型のみ）
- ◆内密出産では、親の親権（配慮権）の停止が規定され、親は行方不明という取扱いとなるため、親の同意は必要がない
- ◆フランス法では、匿名出産の子は国家被後見子等となり養子適格が認められる
- ◆日本法では、親権停止の手続なしに未成年後見人の選任、児童相談所長の親権代行は困難
- ◆民法817条の6ただし書にいう「父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合」に該当するか

24

6. 内密出産の法的問題

日本における「内密出産」の整備の可能性

◆内密出産制度の前提条件

妊娠相談の充実（ドイツは人工妊娠中絶との関係で妊娠葛藤相談の実績がありそれを強化して対応）、仮名での出産・出生登録の認容、母の出自証明書の管理と子の閲覧規制、出産・医療と児童福祉との連携など問題が多い

※戸籍に母の仮名記載をすることは戸籍法の原則に抵触するためできない

1987年の特別養子縁組制度制定時の議論

⇒戸籍から出生・出産の事実が明らかにならないようにする（事実に対する戸籍を作成する）ことへの反対意見が強く、二重帳簿方式などを否定した

25

6. 内密出産の法的問題

◆ガイドラインでは職権記載の手続を使つての個別対処にとどまる

◆棄児の届出（戸籍法57条）を修正して規定を補うべきか

◆出生届出の前に養子縁組の手続を進めることができるか

◆子の利益の代弁者

◆出自を知る権利の実定法化

母のプライバシー権との関係、子の年齢、裁判所の役割等の法制度的課題、養子縁組あっせんの機能と実績、妊娠・出産・その後を通じた母への支援、妊娠相談関係機関によるカウンセリングの役割

26

おわりに～内密出産の展望

- 慈恵病院の取組「このとりのゆりかご」と「内密出産」は政府のガイドラインで容認されたかに見えるが、当事者任せで、子の出自の行方が不透明
財政の支援に乏しい 寄附、クラウドファンディング どこまで耐えられるか
- 慈恵病院が取組のモデルとしたドイツの法制度の運用状況から学ぶべきこと
内密出産制度は総合的支援を含めてはじめて成り立つ
- 日本に適合した制度になるのか、多くの課題が残る
生まれた子どもを引き受けるだけではなく、出産の前後にわたる母子のケアが重要
身元を明らかにしない出産の方法の承認により孤立・自宅出産等の危険を防止し、
医療的補助を受けることができる体制を築くことが重要
医療の無料提供（保険適用では身元保持が不安定）、医療機関の財政支援が欠かれない
子の出自を知る権利の実質的・手続的保障の確立が求められる

27

参考文献

- ・ 阪本恭子「ひとは如何にして子どもを『捨てる』か—ドイツにおける『捨て子ボックスの現状報告』」医療と倫理4号（2003年）
- ・ 床谷文雄「匿名出産とBabyklappen—生への権利と出自を知る権利—」阪大法学53巻4号（2003年）
- ・ 阪本恭子「オーストリアにおける捨て子ボックスと匿名出産に関する2001年7月27日の法令」医療・生命と倫理・社会5号（2006年）
- ・ 柏木恭典『赤ちゃんポストと緊急下の女性—未完の母子救済プロジェクト—』北大路書房、2013年
- ・ 渡辺富久子「ドイツにおける秘密出産の制度化—匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて」外国の立法260号（2014年）
- ・ 鈴木博人「ドイツの秘密出産法—親子関係における匿名性の問題・再論」法学新報121巻7・8号（2014年）
- ・ 床谷文雄「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題」阪大法学68巻1号（2018年）6号（2019年）
- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（厚労省平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）『妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究報告書』（2019年）
- ・ 山縣文治ほか「このとりのゆりかごと子どもの権利—内密出産制度への展開の可能性—」子どもの虐待とネグレクト21巻2号（2019年）
- ・ トピアス・パウアー「赤ちゃんポストから内密出産制度へ—ドイツのモデルは日本にも取り入れ可能なか—」月報司法書士2019年8月号
- ・ シード・フランニング（厚労省2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）『妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究報告書』（2020年）
- ・ 床谷文雄「母子のプライバシーと権利を守る内密出産—日本で解決すべき法的・制度的な課題とは—」佐藤拓編著『見えない妊娠クライシス—誰にも言えない妊娠に悩む女性を社会で支える—』かもがわ出版、2021年

28

【報告資料②】

内密出産の現状と課題
—子どもの出自を知る権利を中心に—

こうのとりのゆりかごと
内密出産をめぐる行政の対応

弁護士 村田 晃一
(場所:熊本大学)
(実施日:令和5年6月17日)

1

こうのとりのゆりかごと内密出産をめぐる
行政の対応

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

第3期 内密出産構想が発表されてから

2

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

2006年11月9日慈恵病院が「こうのとりのゆりかご」設置計画を発表。

2006年12月15日慈恵病院が熊本市にゆりかご設置に伴う病院施設の変更につき許可を申請。

3

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

2006年11月9日慈恵病院が「こうのとりのゆりかご」設置計画を発表。

2006年12月15日慈恵病院が熊本市にゆりかご設置に伴う病院施設の変更につき許可を申請。

【医療法】第7条第2項

病院を開設した者が、建物の構造を変更しようとするときには許可を受けなければならない。

(原文はもっと複雑)

4

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで



5

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

熊本市は、庁内に連絡会議を設け、ゆりかごが関係法令に違反しないかについて国、熊本県と協議。

特に①児童虐待防止法の児童虐待該当性、②母子保健法の妊娠の届け出義務違反、③民法の親族の扶養義務違反、④刑法の保護責任者遺棄罪の成否、⑤児童の権利に関する条約違反

6

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

熊本市は、庁内に連絡会議を設け、ゆりかごが関係法令に違反しないかについて国、熊本県と協議。

特に①児童虐待防止法の児童虐待該当性、②母子保健法の妊娠の届け出義務違反、③民法の親族の扶養義務違反、④刑法の保護責任者遺棄罪の成否、⑤児童の権利に関する条約違反

熊本市長が厚生労働省を訪問して協議。

厚生労働省は、2007年2月22日「直ちに違法とはいえない」と回答した。

7

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

2007年4月5日、熊本市が慈恵病院に病院施設の変更を許可。「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」

8

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

2007年4月5日、熊本市が慈恵病院に病院施設の変更を許可。「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」

許可の際、①子どもの安全確保、②相談機能の強化、③公的相談機関等との連携の3条件を付した。

9

第1期 こうのとりのゆりかご開設まで

2007年4月5日、熊本市が慈恵病院に病院施設の変更を許可。「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」

許可の際、①子どもの安全確保、②相談機能の強化、③公的相談機関等との連携の3条件を付した。

2007年5月10日、こうのとりのゆりかごの運用開始。

10

開設時のこうのとりのゆりかご



11

開設時のこうのとりのゆりかご



12

開設時のこうのとりのゆりかご



13

現在のこうのとりのゆりかご



14

現在のこうのとりのゆりかご

2011年1月23日、
こうのとりのゆりか
ごを新病棟(マリア
館)に移転。



第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

(1) 熊本市の動き

熊本市は、ゆりかごとは関係なく児童相談所の設置を検討していたが、ゆりかご問題が出て、その必要性はさらに高まった。2010年4月1日熊本市児童相談所開設。(政令市移行は2012年)

また、「市の相談体制を強化することで、ゆりかごが使われないことがないよう努力したい」と、2007年4月より福祉総合相談室を9人から11人体制にし、「24時間体制」で妊娠などの悩みを聞く専用電話を設置した。

第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

(2) 熊本県の動き

熊本県は、従来から、女性相談センターや児童相談所で来所や電話での相談を匿名でも受け付けていたが、中央児童相談所に専用ダイヤルを新設して匿名による相談受付を開始。

17

第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

(3) 厚生労働省の動き

厚生労働省は、ゆりかごを「一般化すべきではない」として、都道府県などへ、出産や育児に悩む人のため相談体制の整備などを求める緊急の文書を通知。

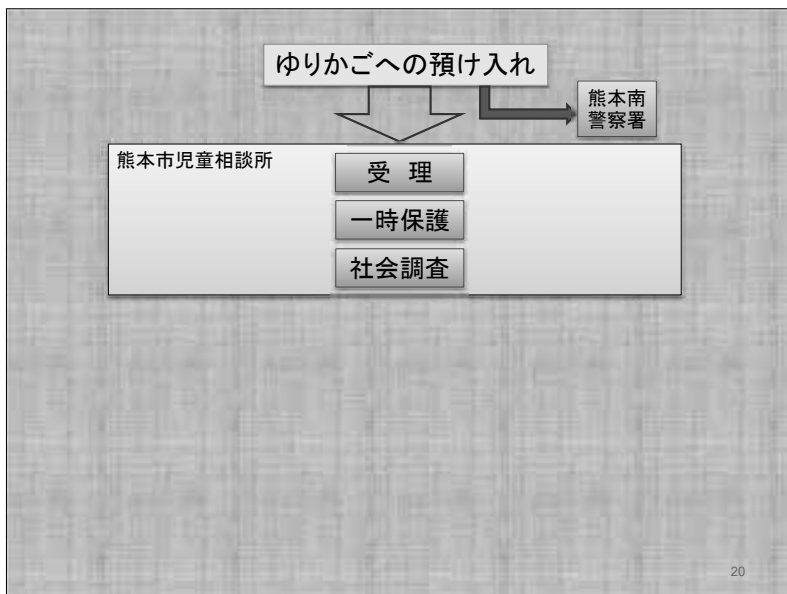
慈恵病院以外に設置の動きがあった場合には、安全面などを精査した上で個々のケースとして判断する考えを示した。

18

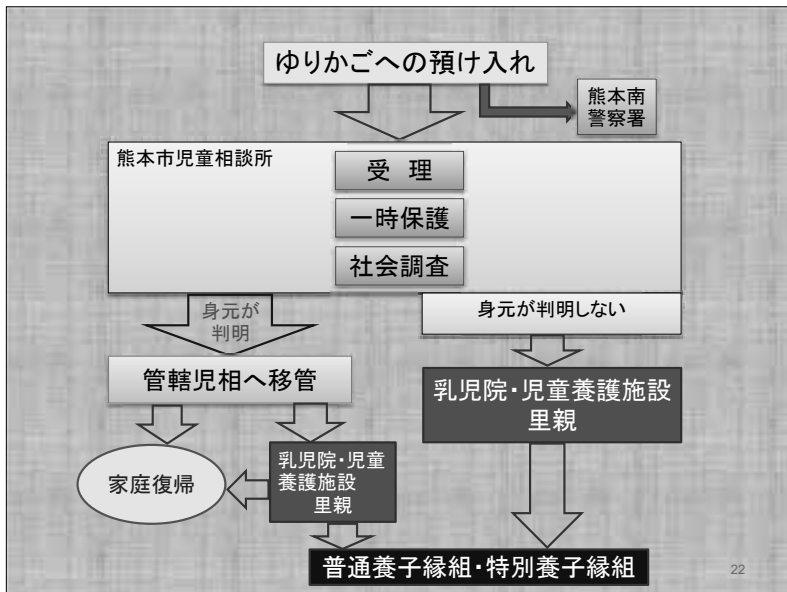
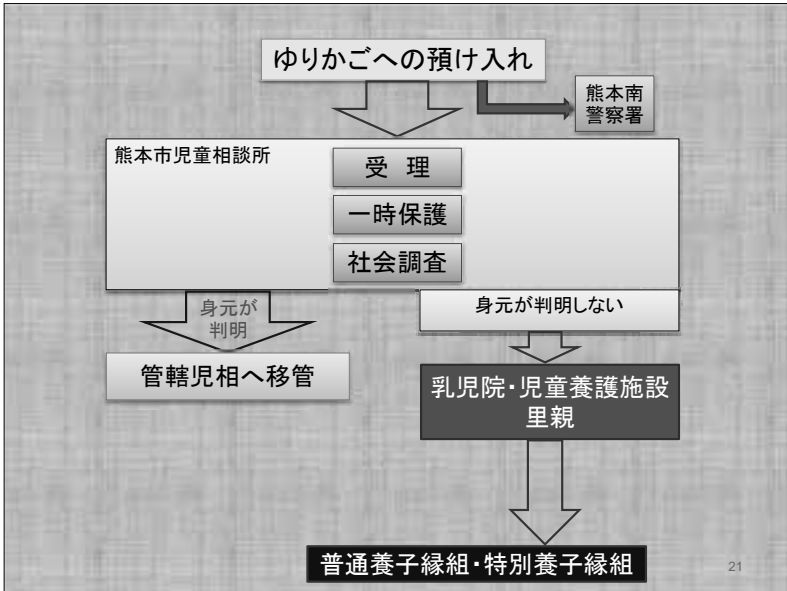
第2期 こうのとりのゆりかごが運用を開始してから

- ① 預けられた子どもへの対応
- ② ゆりかごの利用状況の検証

19



20



② ゆりかごの利用状況の検証

短期的検証

2014年まで3か月に1回，以降6か月に1回

中期的検証

23

② ゆりかごの利用状況の検証

短期的検証

2014年まで3か月に1回，以降6か月に1回

中期的検証

期	期間
第1期	2007年5月10日～2009年9月30日（約2年4月）
第2期	2009年10月1日～2011年9月30日（2年）
第3期	2011年10月1日～2014年3月31日（2年6月）
第4期	2014年4月1日～2017年3月31日（3年）
第5期	2017年4月1日～2020年3月31日（3年）

24

② ゆりかごの利用状況の検証

預け入れ数（2022年まで合計170人）

年	人数	年	人数	年	人数	年	人数
2007	17	2011	8	2015	13	2019	11
2008	25	2012	9	2016	5	2020	4
2009	15	2013	9	2017	7	2021	2
2010	18	2014	11	2018	7	2022	9

25

② ゆりかごの利用状況の検証

1 預け入れ時の状況

- ① 人数・頻度
- ② 曜日・時間帯
- ③ 性別・年齢
- ④ 健康状態・身体的虐待の有無
- ⑤ 両親あて手紙の持ち帰り
- ⑥ 遺留品
- ⑦ 事後接触

26

② ゆりかごの利用状況の検証

2 家族等の状況

- ① 父母等の居住地
- ② 母親の年齢・婚姻状況
- ③ 父親・きょうだい

3 預け入れの経緯

- ① 出産場所
- ② 預け入れに来た者
- ③ 移動手段
- ④ 預け入れた理由

27

② ゆりかごの利用状況の検証

- 4 その後の養育状況
- 5 相談体制・対応状況
- 6 課題・危険性
- 7 ゆりかごの評価
- 8 対応策・要望

28

第3期 内密出産構想が発表されてから

2017年、慈恵病院が内密出産の構想を発表

2019年12月、慈恵病院が内密出産の導入を表明。

2020年、熊本市が法務省と厚生労働省に照会。

29

第3期 内密出産構想が発表されてから

法務省は、父母の氏名は空欄で職権で戸籍の記載は可能、母の氏名を秘した出生届が公正証書原本不実記載罪になるかは個別に判断されると回答

厚生労働省は、内密出産の場合には、出自を知る権利確保のため、身元情報管理や開示方法などにつき熊本市から慈恵病院に指導するよう回答

30

第3期 内密出産構想が発表されてから

2021年10月、慈恵病院が内密出産希望者を保護していると公表し、熊本市に対応を照会

2021年11月10日、熊本市は慈恵病院に「法令に抵触する可能性を否定することは困難」「内密出産が行なわれることを前提とした指導はしない」と回答

妊婦が出産後に身元を明かして出生届し内密出産とならなかった

31

第3期 内密出産構想が発表されてから

2021年12月、内密出産第1例

2022年2月9日、熊本市が慈恵病院に対して内密出産をしないよう求めてきた方針を変更し、母子支援を協議する場を設けると表明

2022年2月14日、熊本市が内密出産の子に職権で戸籍を作成する方針を表明

32

第3期 内密出産構想が発表されてから

2022年9月30日，法務省と厚生労働省が「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」を策定

2023年4月1日，こども家庭庁設置

2023年4月1日，熊本市が「妊娠内密相談センター」を開設

2023年5月31日，熊本市と慈恵病院で出自を知る権利のあり方検討会を設置

33

第3期 内密出産構想が発表されてから

2021年12月 第1例

2022年4月 第2例(18歳になったら出自を知らせてと希望)

2022年6月 第3例

2022年7月 第4例(新幹線移動中に陣痛，病院到着後1時間で出産)

2022年7月 第5例

2022年8月 第6例(病院到着後20分以内で出産)

2022年9月 第7例(特別養子縁組希望を提出したが迷っている)

2022年11月 第8例(退院後，出産を両親に告白したが身元情報は秘匿のまま)

2023年1月 第9例(帝王切開，家族の同意なし，両親の氏名と連絡先を聴いて実施)

34

— おわり —

真剣に聞いていただきありがとうございました。

【報告資料③】



ドイツの内密出産制度の歴史・現状・課題

熊本大学大学院人文社会科学研究所
トビアス・パウアー

「内密出産の現状と課題—子どもの出自を知る権利を中心に—」
熊本大学大学院人文社会科学研究所(法学系)
2023年6月17日(土)

1

利益相反・謝辞

- 演題発表に関連し、開示すべきCOIはありません
- 本研究はJSPS科研費基盤研究(B)19H01186の助成を受けたものです

ドイツにおける動向を考察する意義とは？

- ・ 慈恵病院の「このとりのゆりかご」と「内密出産」は、ドイツの同取り組みを参考にして導入されている
- ・ 「このとりのゆりかご」・ベビークラブにおいて「出自を知る権利」が保障されていないことが問題視されたことによって、代替策としての「内密出産」へ目が向けられるという一連の動向は、日独両国の類似点である
- ・ (1999年・2000年～)ドイツでは、日本よりも先にベビークラブ等が全国規模で展開されており、それらが抱える問題や代替策としての内密出産制度をめぐって全国規模で議論されている。その議論には、運営者の他にさまざまな行政機関や福祉団体、学術分野、関連専門団体等が関わっており、見識や経験上のデータ等もまとめられている
- ・ 2014年にドイツで導入された内密出産が定着して、現在は議論が落ち着いてきている

ドイツの内密出産制度の歴史

匿名による子どもの委託の諸取り組みの(再)展開 (1999年・2000年)

- 女性が子どもを匿名のまま直接引き渡すことのできる取り組み (anonyme Übergabe)
- 建物の外壁に設置されている扉の奥にある保育ベッドに子どもを外から密かに預け入れることができる「ベビークラップ」 (Babyklappe)
- 医療機関で医療的な手当を受けながら匿名で出産して子どもをそのまま置き去ることができる匿名出産 (anonyme Geburt)

匿名による子どもの委託の諸形態の利用件数と提供する施設等の数

	利用件数 (2010年5月末まで)	提供する施設等の数 (2009年末まで)	
ベビークラップ	278	72-90	Coutinho/Krell (2011), p. 133、 パウアー (2023a), p. 47 (提供 する施設等の数の最小数は青 少年局への聞き取り調査の結果 であり、最大数はインターネット 調査の結果である。実際の 数はその間にあると推測され るという)
匿名出産	652	77-104	
匿名での引き渡し	43	22-26	

ベビークラップ等に対する主な賛否の論拠

賛成の論拠

1. 困難な状態にある母親による新生児の遺棄や殺害を防止し、新生児の命を守る
2. 妊娠を隠したい・隠さなければならぬ女性の助けになる
3. 人工中絶の数を減らす

反対の論拠

1. 困難な状態にある母親は、孤立出産時に正常な判断ができず、ベビークラップを利用することができないと思われるため、遺棄や殺害の防止につながらない
2. ベビークラップが設置された後でも新生児の遺棄や殺害の事件が続いている
3. 捨て子を助長している
4. 妊婦の(母子の生命の危険が伴う)孤立出産を助長させる
5. 匿名性により、預けられた子どもの出自を知る権利が侵害される
6. 子ども売買の恐れがある
7. 預け入れの原因となった母親の問題は、ベビークラップを利用しても解決されないままであり、母親の助けにはならない

ドイツにおける出自を知る権利と関連分野の動向

1988/89年 連邦憲法裁判所決定/判決：基本法第1条第1項（人間の尊厳）と第2条第1項（人格の自由）を根拠に、出自を知る権利を基本権として位置付ける

「人格および人間の尊厳の自由な発展の権利は、各個人に、各人がその個性を発展させかつこれを守りうるような私的な生活形成の自治的領域を保障する...個性化の要素として血縁は人格に属する。そして素性を知ることは、各人に、科学的な成果の程度とは関係なく、自分の個性の理解と発展にとっての重要な接触点を提供する。したがって、人格権は、自分の血縁を知る権利をも含む」(連邦憲法裁判所判決1989年, BVerfG, Urt. v. 31.01.1989 - 1 BvL 17/87; ドイツ憲法判例研究会編 (2003), p. 37)

2000年～2004年 匿名による子どもの委託の諸形態を法的枠組みに納めようとする法律案が複数回発議されたが、子どもの基本法上の権利（出自を知る権利）が侵害されることが主な原因ですべてが失敗に終わった。

2013年 内密出産の法制化（内密出産法）

2014年5月1日 同法律の施行

2021年4月1日 「養子縁組の際の家族支援を改善する法律」(養子縁組支援法)の施行

子どもが自分の出自を知ることができるよう、養子縁組時控機関が養父母に子どもの出自の知る権利について、および、子どもの発達上で出自を知ることの重要性について情報を提供し、子どもの年齢にふさわしい形で出自について最初から告知するように働きかけることが強調され、「養子縁組に関する情報交換・接触を可能とするオープンな養子縁組活動を推進」する（泉 (2021)）

2013年 AIDで生まれた人に出自を知る権利を認める判決（ハム高等裁判所）

2017年 「精子提供者登録簿を設置し、及び非配偶者間での精子使用后に提供者に関する情報提供を行うことについて規定する法律」(精子提供者登録簿)を含む「非配偶者間精子使用の場合における出自を知る権利について規定する法律」の可決

2018年7月1日 同法律の施行

内密出産制度の制定へ

ドイツ倫理審議会（2009年）：ベビークラブ等の倫理的・法的問題を指摘し、廃止を要求（Deutscher Ethikrat (2009)）

「一時的な匿名届を伴う子どもの内密的委託」制度の立法化を求めるドイツ倫理審議会の勧告を受け、ドイツ連邦家族省が民間研究所に研究事業を委託した → ドイツ青少年研究所『ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト』（2011年; Coutinho/Krell (2011)）

- ・ 匿名による子どもの委託の諸形態に関する調査（利用状況、諸形態のそれぞれの手順、預け入れ後の子どもの状況等）
 - ・ 結論：法整備によって法的な安定性を保証する必要性、正規の支援制度をさらに周知する必要性、ホットライン設置の必要性、女性の匿名希望に関するデータの提示（部分的な匿名性）
 - ・ 嬰兒殺しに関する鑑定（2011年）：ベビークラブは新生児の遺棄や殺害の防止にならない（Thorn (2012)）
 - ・ 非配偶者間人工授精に関する鑑定（2011年）：出自を知る権利の問題はベビークラブ問題と共通している（Höyneck et al. (2012)）
- 非配偶者間人工授精における出自を知る権利の議論の背景（1970年～問題視される→ 連邦憲法裁判所決定（1988年）と判決（1989年）、ハム高等裁判所の判決（2013年）、連邦通常裁判所の判決（2015年）、精子提供者登録簿の可決（2017年））

ドイツ青少年研究所の調査成果に基づいて → 連邦政府が法案を提出「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法案」（2013年）

- ・ 現状に関する問題意識（医療的手当の確保、全土にわたる支援の必要性、諸支援の周知、法的安定性等）
- ・ 妊娠を隠す女性を支援すること、また、関係諸機関が安心して行動できる法整備を進めることは国の責任であるという認識（+ベビークラブは出自を知る権利を侵害するという問題意識）

ドイツの内密出産制度の現状

内密出産制度の概要

- 2014年5月に「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」が施行
- 妊娠葛藤法、またその他の関係法律・規則（国籍法、届出法の枠組に関する法律、身分登録法、身分登録規則、家事事件・非訟事件手続法、民法）を改正
- 立法趣旨は、困難な状況にあるために妊娠していることを隠す女性に正規の支援制度への道を開くこと（+ それを通して、子どもの出自を知る権利を保障する）
- 仕組み：
 1. 妊娠相談の拡充：「困難な状況にいる妊婦」というホットラインの設置
 2. 相談制度についての周知・ホームページ（www.geburt-vertraulich.de [現：www.hilfetelefon-schwangere.de]）を利用した情報提供、広範囲の啓発キャンペーンを通じて相談の利用を促進
 3. 内密出産制度の導入

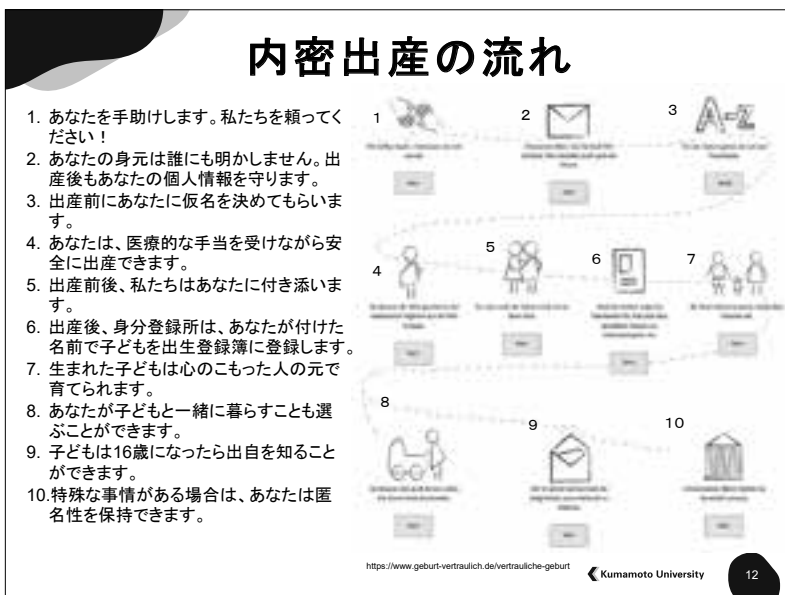
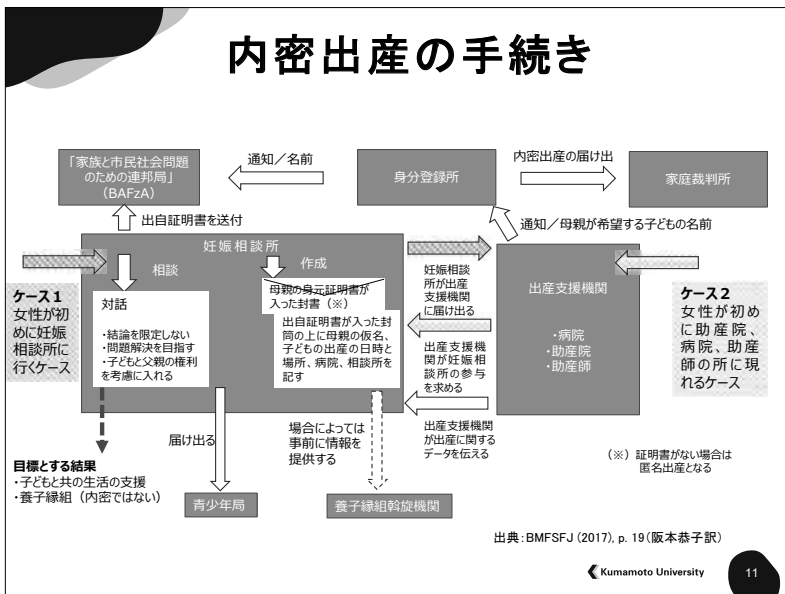
（渡辺（2014）、鈴木（2014）、床谷（2018, 2019））



www.hilfetelefon-schwangere.de



www.hilfetelefon-schwangere.de



女性と子の情報を記録する出自証明書

Beratung & Geburt
VERTRAULICH

Herkunftsnachweis
nach § 14 Absatz 2 SGB II

Name: _____
 Geburtsdatum: _____
 Geburtsort: _____
 Mütterlicherseits: _____

Kumamoto University 13

女性と子の情報を記録する出自証明書(封筒)

Beratung & Geburt
VERTRAULICH

Herkunftsnachweis nach § 14 Absatz 2 SGB II
 Erklärung: Dieser Herkunftsnachweis soll nur von dem Kind nach Vollendung des 16. Lebensjahres eingereicht werden.

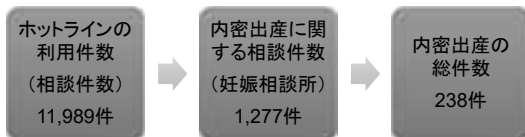
Name der Antragstellerin: _____
 Geburtsdatum der Frau: _____
 Geburtsort der Frau: _____
 Geburtsort der Kinder: _____
 Name und Geburtsdatum der Antragstellerin: _____
 Name und Geburtsdatum der Antragstellerin: _____

Das Besondere der Familie und Lebensverhältnisse sollten angegeben werden:
 Name der Kinder: _____
 Name der Kinder nach Vollendung des 16ten Lebensjahres: _____
 Wird bei dem Child Benefit antragsgemäß beantragt
 Name und Geburtsdatum der Antragstellerin: _____

Kumamoto University 14

内密出産制度の利用状況

内密出産に至るのは相談利用者の一部のみ(2014年5月～2016年9月) (BMFSFJ(2017年))



内密出産は月平均約10件が実施されている (パウアー(2023b))

2014年5月～2023年1月 内密出産1,044件

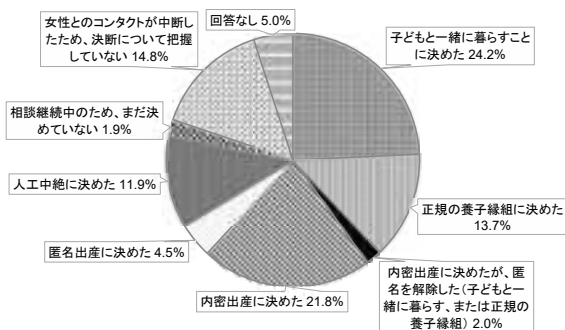
一部の女性は内密出産後に匿名を放棄している(2014年5月～2022年1月) (BMFSFJよりデータ提供)



Kumamoto University

15

2014年5月～2018年12月までの2,249件の内密出産に関する相談の結果



妊娠相談所のアンケート調査、2015年(n=761)、2016年(n=766)、2019年(n=1,140)、推計
出典: Sommer(2019), p. 11; パウアー(2023b), p. 65

Kumamoto University

16

内密出産制度における出自を知る権利の保障



出自証明書の閲覧

- 子どもが16歳になれば出自証明書を閲覧できる(産みの母の氏名、生年月日、住所)
- 閲覧の際、養子縁組幹旋機関のサポートを受けることが可能である(養子縁組幹旋法第9条)
- 女性は(子供が15歳になったから)情報開示の拒否を申し立てることができる。その際、家庭裁判所は、身元の秘密保持の継続を希望する女性の利益と、子どもの「出自を知る権利」を比較衡量して判断する



養子縁組幹旋機関による情報提供

- 女性の同意が得られる場合は、養子縁組幹旋機関も相談に加わったり、子どもへの個人的なメッセージや(母の身元情報を除いた)出自に関連する情報、手放された理由や遺伝上の父に関する情報等を妊娠相談所が担当の養子縁組幹旋機関に伝えたりすることが可能である
- それらの養子縁組幹旋機関が有する情報は、子どもが閲覧することができる(女性は異議を申し立てることはできない; 16歳になるまで養親の許可が必要)


- 『評価報告書』のデータによると、事例研究で把握した222件のうち、半分以上のケース(58.6%)で、相談所は女性に関する情報を養子縁組幹旋機関に提供することができた。
- 相談所が養子縁組幹旋機関と共に、年齢、職業、健康状態等の項目を含んだチェックリストを開発したことも『評価報告書』で報告されている。相談所での相談において女性の同意が得られた場合には、そのチェックリストを用いてできるだけ多くの情報を把握し、養子縁組幹旋機関に提供した。
- 25.2%のケースで女性が子どもにメッセージを残し、14.0%のケースではぬいぐるみやお守り等を残したことも報告されている。
- 31.5%のケースにおいて養子縁組幹旋機関が相談に関っており、そのうちの数ケースにおいては、相談所と養子縁組幹旋機関が仲介して、子どもを受け入れた養親と産みの母との間で情報交換が行われた。その中には、産みの母が仮名を利用して、子どもを受け入れた養親と直接の面会が叶ったケースが1件あったことも『評価報告書』で報告されている。

(BMFSFJ『2017』、パウアー(2023a), pp. 65-66)

ドイツの内密出産制度の課題



ドイツ連邦家族省『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』(2017年)(BMFSFJ(2017))



• 調査内容:

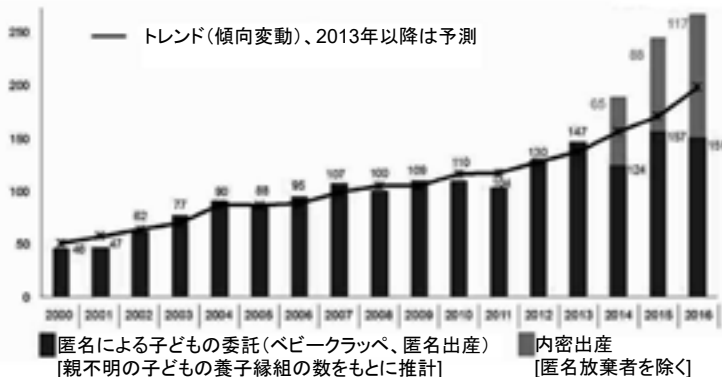
- 内密出産制度と相談システムの利用件数および利用者に関する調査
- 関係諸機関に関する調査
- 匿名による子どもの委託の諸形態(ベビークラッペ等)への影響に関する調査
- 支援の認知度に関する調査

• 結論:

- 拡充した相談システムおよび内密出産制度が無事に導入してきた・定着した
- ベビークラッペ(孤立出産含む)と匿名出産の利用件数を減らすことに成功した
- 匿名による子どもの委託の諸形態(ベビークラッペ等)の存続意義を認めた

Kumamoto University 19

課題① ベビークラッペ等の利用減少は限られており、出自を知る権利が(一時的に)侵害されている子どもが増加した



件数

— トレンド(傾向変動)、2013年以降は予測

年	匿名による子どもの委託(ベビークラッペ、匿名出産)	内密出産(匿名放棄者を除く)
2000	48	0
2001	47	0
2002	62	0
2003	77	0
2004	90	0
2005	88	0
2006	95	0
2007	107	0
2008	100	0
2009	108	0
2010	110	0
2011	100	0
2012	130	0
2013	147	0
2014	134	65
2015	137	80
2016	137	117

■ 匿名による子どもの委託(ベビークラッペ、匿名出産)
[親不明の子どもの養子縁組の数をもとに推計]

■ 内密出産
[匿名放棄者を除く]

出典: Sommer (2019), p. 8

Kumamoto University 20

課題② 黙認され続けている匿名の取り組みによる出自を知る権利の侵害が続いている

- 従来の匿名の取り組みを中心に活動する運用団体；匿名の取り組みの利用（＝出自を知る権利の侵害）につながるようなPR活動（例：

<https://www.babyklappe-vs.de/>（2023/06/14）

- （地域における遺棄事件等がきっかけになり）ベビークラップの新設が続いている（例：<https://www.bayernwelle.de/chiemgau-und-rupertiwinkel/kliniken-nehmen-babyklappe-in-betrieb>（2023/06/14））

- 学術分野および関連専門団体から、ドイツ倫理審議会が勧告したように、匿名の取り組みを廃止・禁止すべきという声（例：pro familia（2017））



課題③ その他

- 父を知る権利（産みの母が父の身元を相談員に対して明らかにしていたとしても、父の名前は出自証明書に記載されない）
- 出自証明書の閲覧に対する異議申し立て（2029年～）によって子どもの出自を知る権利が過度に制限されることを懸念する声も（Deutscher Ethikrat（2013））
- 内密出産における出自を知る権利の一時的な侵害は新生児の遺棄・殺害防止の観点から正当化されているが、内密出産の導入による新生児の遺棄・殺害の数への影響は不明。新生児の殺害の統計をとることが求められる（Pabst（2022））

ドイツの内密出産制度から考える日本の ガイドライン(2022年9月)の問題点

- ・ 内密出産の導入と同時に、妊婦支援を検討する・拡充する・利用しやすくする・周知を徹底する必要性(これまでの妊娠相談内容、匿名の取り組みの利用、内密出産の利用の分析を活かして妊婦支援の課題を検討し、匿名・内密の取り組み以外の妊婦・母子支援を拡充する必要性)(分析例: Coutinho/Krell (2011), BMFSFJ (2017))
- ・ 内密出産を必要不可欠な取り組みとみなすならば、全国的な導入の必要性(費用負担の問題)
- ・ 匿名の取り組み・内密出産の「灯台効果」(パウアー(2019), p. 35)を利用した妊娠相談の利用促進
- ・ 妊娠相談所の役割と母子支援における内密出産の位置づけ
 - ・ 2段階で行う相談、「結論を限定しない」相談の重要性
 - ・ 内密出産以外の様々な支援レパトリーへのアクセスの保障
 - ・ 相談の質の保証のための相談員の研修・資格等(例: BMFSFJ (2015)、パウアー(2018), pp. 78-133)
 - ・ ドイツの内密出産制度の「成功」の鍵となったのは、既存の妊娠相談所(全国1600か所以上)
- ・ 出自を知る権利の保障
 - ・ 女性の「匿名ニーズ」と子どもの「出自を知る権利」とのバランスと手続(閲覧権に対する異議申し立て権等)
 - ・ 身元情報の管理の在り方、閲覧できる年齢等⇐出自を知る権利の位置づけ
 - ・ 「出自を知る権利」検討会への期待
 - ・ 熊本市「妊娠内密相談センター」への期待

Kumamoto University

23

引用文献・参考文献

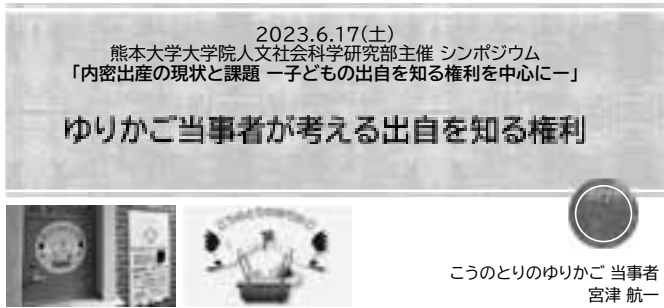
- ・ 泉 真樹子(2021)「【ドイツ】児童青少年保護に関する法の制定—養子縁組支援法、青少年保護法第2次改正法、児童青少年強化法」『外国の立法』289-2, p. 34-35.
- ・ 鈴木 博人(2014)「ドイツの秘密出産法—親子関係における匿名性の問題—再論」『法学新報』121(7/8), p. 163-212.
- ・ ドイツ憲法判例研究会編(2003)『ドイツの憲法判例』信山社.
- ・ 床谷 文雄(2018)「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(一)」『阪大法学』68(1), p. 1-21.
- ・ 床谷 文雄(2019)「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(二・完)」『阪大法学』68(6), p. 1-19.
- ・ パウアー・トピアス編(2018)『ドイツの内密出産制度に学ぶ—新しい母子救済支援の可能性を探る』熊本大学文学部.
- ・ パウアー・トピアス(2019)「赤ちゃんポストから内密出産制度—ドイツのモデルは日本にも取り入れ可能なのか」『月報司法書士』570, p. 29-36.
- ・ パウアー・トピアス(2023a)「ベビークラッパから内密出産—ドイツにおける出自を知る権利の議論を中心に」『比較家族史研究』37, p. 45-75.
- ・ パウアー・トピアス(2023b)「法制化されたドイツの現状から内密出産を考察する」『週刊医学界新聞』2023年4月3日(第3512号), p. 5.
- ・ 渡辺 富久子(2014)「ドイツにおける秘密出産の制度化—匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて」『外国の立法』260, p. 65-82.
- ・ Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (2015): Handreichung zur Qualifizierung von Beratungsfachkräften der Schwangerschafts/konfliktübertragung zur Umsetzung der vertraulichen Geburt. Berlin.
- ・ Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (2017): Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden. Berlin.
- ・ Coutinho, Joelle; Krell, Claudia (2011): Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland. Fallzahlen, Angebote, Kontexte. München: Deutsches Jugendinstitut.
- ・ Deutscher Ethikrat (2009): Das Problem der anonymen Kindesabgabe. Stellungnahme. Berlin.
- ・ Deutscher Ethikrat (2013): Fragenkatalog für die öffentliche Anhörung zu den Vorlagen zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt. Berlin.
- ・ Höynck, Theresia; Zähringer, Ulrike; Behrens, Mira (2012): Neonatizid. Expertise im Rahmen des Projekts „Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland – Fallzahlen, Angebote, Kontexte“. München: Deutsches Jugendinstitut.
- ・ Pabst, Franziska (2022): Die Regelung der vertraulichen Geburt. Baden-Baden: Nomos.
- ・ pro familia (2017): Das Gesetz zur vertraulichen Geburt wirkt: Nun müssen weitere Schritte folgen. https://dgpfg.de/wp-content/uploads/2017/08/pro_familia_pm_vertrauliche_geburt_2017-7-24.pdf (2023/06/14).
- ・ Sommer, Jörn (2019): Aktualisierung von Daten über Beratungen zur vertraulichen Geburt sowie über Auswirkungen des SchwMIAusbaUG auf anonyme Formen der Kindesabgabe. Berlin.
- ・ Thorn, Petra (2012): Donogene Insemination – psychosoziale und juristische Dimensionen. Expertise im Rahmen des Projekts „Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland – Fallzahlen, Angebote, Kontexte“. München: Deutsches Jugendinstitut.

Kumamoto University

24



【報告資料④】




2023.6.17(土)
熊本大学大学院人文社会科学部主催 シンポジウム
「内密出産の現状と課題—子どもの出自を知る権利を中心に—」

ゆりかご当事者が考える出自を知る権利

ここのとりのゆりかご 当事者
宮津 航一

ここのとりのゆりかご 当事者
宮津 航一（みやつ こういち）19歳

2003年(0歳) 誕生
2004年(0歳) 産みの母が交通事故で亡くなる (生後5か月)
2007年(3歳) ここのとりのゆりかご(慈恵病院運営)に開設初日 預けられる
2007年(3歳) 里親の宮津夫妻のもとへ
2020年(17歳) 普通養子縁組を行う
2021年(17歳) ふるさと元気子ども食堂 開設
2022年(18歳) 生い立ちを公表
2022年(18歳) 熊本県立大学 入学 (現在2年生)



2

(参考)

現在の主な活動

- 厚生労働省 社会的養護経験者等ネットワーク形成事業
令和5年度「特別養子縁組全国フォーラム」 実行委員
- 九州フロッグファミリーホーム協議会
令和5年度 研究会熊本大会 実行委員 兼 大会事務局
- 熊本県ファミリーホーム協議会 事務局 兼 ホームページ担当
- 熊本県立大学 学生団体「PUKRUN」(陸上同好会) 部長
- 熊本県警察本部長委嘱 少年サポーター
- 熊本県こども食堂ネットワーク 正会員
- ふるさと元気子ども食堂 代表
- 熊本市立二岡中学校 72期同窓会 幹事
- 熊本県立大学 総合管理部 総合管理学科 2年 他
- こうのとりのゆりかご 当事者
- 普通養子縁組 当事者
- 里親家庭・ファミリーホーム 育ち

当事者活動

- 報道関係取材(対面・オンライン・電話)、発信
2022年:100回以上
- 講演活動
2022年:13回
2023年:16回 2023.6現在
- ゆりかご当事者・養親との交流、意見交換
- 当事者や関係者との対談・意見交換
(特別養子縁組・普通養子縁組当事者の会)
・認定NPO法人環の会 youthの会 志村会長らと 対談
・野田聖子 元こども政策担当大臣と 某シンポジウムに登壇
(東京で2024年にゆりかご開設を目指している)
・医療法人モルゲンロート 小暮理事長との意見交換
(ゆりかご開設時 第1次安部内閣官房長官)
・塩崎恭久 元厚生労働大臣との意見交換
(特別養子縁組・普通養子縁組当事者の会 支援団体)
・特定非営利活動法人origin みそぎ代表と 登壇 他

3

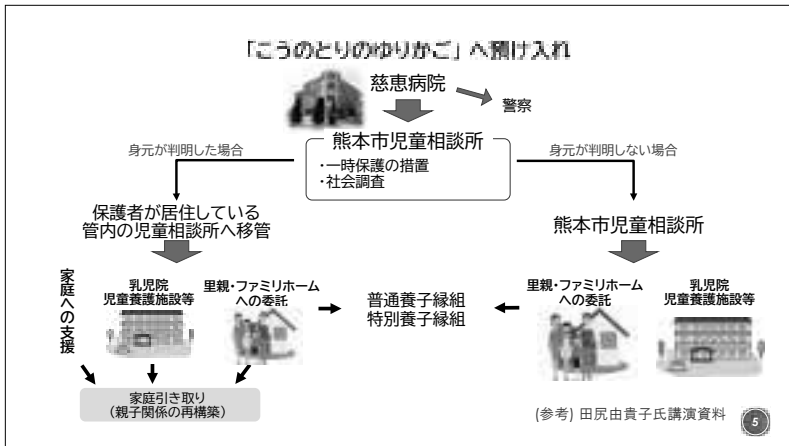
現在の「こうのとりのゆりかご」扉



一緒に預けられた服と靴



4





7

誰が預けたの？

なぜ預けられたの？

何故 自分だけわからない？

当時の自分は？

名前は？

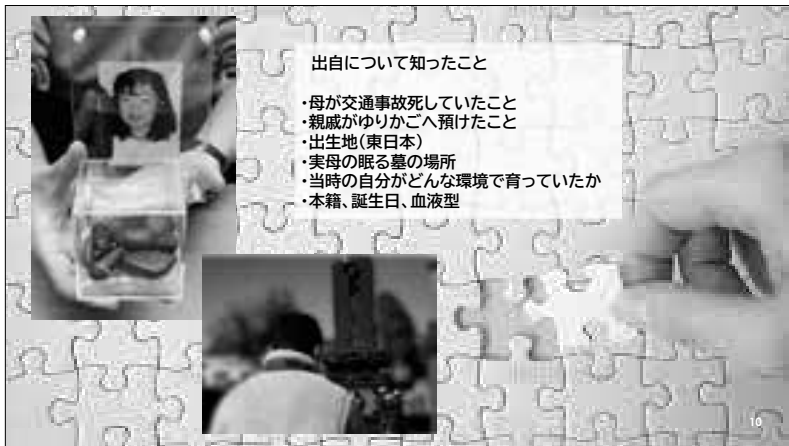
血液型は？

生まれたときの写真は？

名前の由来は？



8



真実告知の必要性

こどもに「選択肢」の残すためにも告知は必要

何をどこまで子どもに伝えるか
「事実告知」では無く「真実告知」

11



12

こどもはどのような出自情報を求めている？

高

↑
関心度

低

〈自分のこと〉

生まれたときの自分の様子は？
名前や誕生日・血液型は？
どんな人と関わったか？
これまでの生い立ち・現在地までの経緯

〈周りのこと〉

父母は誰？どのような人？
兄弟・親戚は？
なぜ「ゆりかご」に預けたのか？

※あくまでも私個人の意見です
※こども自身、その時の環境や年齢によっても差異は当然ながらあることを
考慮下さい

13

ご清聴ありがとうございました

14